## 表 4.2-45(1)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] |
|---|---|---|---|---|---|
| 019001 | 印籠池遺跡 | 外 | 020375 | 才村遺跡 | 外 |
| 019004 | 神出古窯址群 | 外 | 020376 | 蒲田城跡 | 外 |
| 019235 | 広谷遺跡 | 外 | 020377 | 蒲田遺跡 | 外 |
| 019247 | 大久保古窯址群 | 内 | 020378 | 山所群集墳 1 号墳 | 外 |
| 020106 | 青山 2 号窯跡 | 外 | 020379 | 山所群集墳 2 号墳 | 外 |
| 020107 | 青山 3 号窯跡 | 外 | 020380 | 山所群集墳 3 号墳 | 外 |
| 020108 | 青山 4 号窯跡 | 外 | 020381 | 山所群集墳 4 号墳 | 外 |
| 020109 | 青山 5 号窯跡 | 外 | 020382 | 山所群集墳 5 号墳 | 外 |
| 020110 | 青山 6 号窯跡 | 外 | 020383 | 山所群集墳 6 号墳 | 外 |
| 020111 | 青山 7 号窯跡 | 外 | 020384 | 山所群集墳 7 号墳 | 外 |
| 020112 | 青山 8 号窯跡 | 外 | 020385 | 山所群集墳 8 号墳 | 外 |
| 020113 | 出屋敷遺跡 | 外 | 020386 | 山所遺跡 | 外 |
| 020169 | 姫路城城下町跡 | 外 | 020387 | 山所廃寺 | 外 |
| 020171 | 富士才遺跡 | 外 | 020388 | 山所南遺跡 | 外 |
| 020172 | 野里門下層遺跡 | 外 | 020389 | 山崎城跡 | 外 |
| 020262 | 上原田遺跡 | 外 | 020390 | 稚児ヶ淵 1 号墳 | 外 |
| 020263 | 上原田廃寺 | 外 | 020391 | 稚児ヶ淵 2 号墳 | 外 |
| 020264 | 長谷遺跡 | 外 | 020392 | 付城山群集墳 1 号墳 | 外 |
| 020265 | 小川廃寺 | 外 | 020393 | 付城山群集墳 2 号墳 | 外 |
| 020322 | 檀特山遺跡 | 外 | 020394 | 付城山群集墳 3 号墳 | 外 |
| 020324 | 下太田遺跡 | 外 | 020395 | 付城山群集墳 4 号墳 | 外 |
| 020325 | 下太田廃寺 | 外 | 020396 | 付城山遺跡 | 外 |
| 020326 | ツクワ遺跡 | 外 | 020397 | 辻垣内遺跡 | 外 |
| 020327 | 丁、柳ヶ瀬遺跡 | 外 | 020398 | 歌野橋遺跡 | 外 |
| 020338 | 和久遺跡 | 外 | 020399 | 英賀城跡 | 外 |
| 020339 | 坂出遺跡 | 外 | 020400 | 城田付城構跡 | 外 |
| 020340 | 茶屋遺跡 | 外 | 020401 | 栗木遺跡 | 外 |
| 020341 | 山戸遺跡 | 外 | 020402 | 加茂遺跡 | 外 |
| 020342 | 南山戸遺跡 | 外 | 020403 | 石ヤ田遺跡 | 外 |
| 020343 | 魚吹津構跡 | 外 | 020404 | 構石田遺跡 | 外 |
| 020344 | 古網干遺跡 | 外 | 020405 | 今在家平塚遺跡 | 外 |
| 020345 | 辺作遺跡 | 外 | 020406 | タテノ遺跡 | 外 |
| 020346 | 山戸 4 号墳 | 外 | 020407 | 坂川遺跡 | 外 |
| 020347 | 山戸 1 号墳 | 外 | 020408 | 南雲遺跡 | 外 |
| 020348 | 薬司古墳 | 外 | 020409 | 構遺跡 | 外 |
| 020349 | 丁古墳群 1 号墳 | 外 | 020410 | 真福寺遺跡 | 外 |
| 020350 | 丁古墳群 2 号墳 | 外 | 020411 | 大塚遺跡 | 外 |
| 020351 | 丁山頂古墳 | 外 | 020412 | 大町遺跡 | 外 |
| 020352 | 丁古墳群 3 号墳 | 外 | 020413 | 東久保遺跡 | 外 |
| 020353 | 丁古墳群 4 号墳 | 外 | 020414 | 長越遺跡 | 外 |
| 020354 | 丁古墳群 5 号墳 | 外 | 020415 | 邨東遺跡 | 外 |
| 020355 | 勝山町古墳群 1 号墳 | 外 | 020416 | 西久保遺跡 | 外 |
| 020356 | 勝山町古墳群 2 号墳 | 外 | 020417 | 中地天神遺跡 | 外 |
| 020357 | 勝山町古墳群 3 号墳 | 外 | 020418 | 権現遺跡 | 外 |
| 020358 | 勝山町古墳群 4 号墳 | 外 | 020419 | 中ノ町遺跡 | 外 |
| 020359 | 勝山町古墳群 5 号墳 | 外 | 020420 | 大石橋遺跡 | 外 |
| 020360 | 則直 1 号墳 | 外 | 020421 | 辻堂遺跡 | 外 |
| 020361 | 則直 2 号墳 | 外 | 020422 | 鹿谷道遺跡 | 外 |
| 020362 | 才北山古墳 | 外 | 020423 | 出手遺跡 | 外 |
| 020363 | 削除（020362 に統合） | 外 | 020424 | 横枕遺跡 | 外 |
| 020364 | 京見山才 3 号墳 | 外 | 020425 | 東川遺跡 | 外 |
| 020365 | 京見山才 4 号墳 | 外 | 020426 | 石田遺跡 | 外 |
| 020366 | 京見山才 5 号墳 | 外 | 020427 | カスカエ遺跡 | 外 |
| 020367 | 下野 1 号墳 | 外 | 020428 | 飯田カスカエ遺跡 | 外 |
| 020368 | 京見山才山頂第 1 列石群 | 外 | 020429 | 大鳥遺跡 | 外 |
| 020369 | 京見山才山頂第 2 列石群 | 外 | 020430 | 笹山田遺跡 | 外 |
| 020370 | 京見山才山頂第 1 号墳 | 外 | 020431 | 善慶田遺跡 | 外 |
| 020371 | 京見山才山頂第 2 号墳 | 外 | 020432 | 畑田遺跡 | 外 |
| 020372 | 京見山才山頂箱式棺群 | 外 | 020433 | 石ヶ坪遺跡 | 外 |
| 020373 | 才村古墳 | 外 | 020434 | 三宅遺跡 | 外 |
| 020374 | 才構跡 | 外 | 020435 | 竹の前遺跡 | 外 |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

## 表 4.2-45(2)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] |
|---|---|---|---|---|---|
| 020436 | 浜田遺跡 | 外 | 020500 | 長塚古墳 | 外 |
| 020437 | 古屋敷遺跡 | 外 | 020501 | 見野廃寺 | 外 |
| 020438 | 生矢神社裏遺跡 | 外 | 020502 | 東土居遺跡 | 外 |
| 020439 | 小山遺跡 | 外 | 020503 | 大鳥古墳 | 内 |
| 020440 | 黒表遺跡 | 外 | 020504 | オギ古墳 | 外 |
| 020441 | 橋詰遺跡 | 外 | 020505 | 見野群集墳 1 号墳 | 外 |
| 020442 | 手柄山北丘群集墳 2 号墳 | 外 | 020506 | 阿保百穴群集墳 1 号墳 | 外 |
| 020443 | 手柄山北丘頂上古墳 | 外 | 020507 | 小富士山遺跡 | 外 |
| 020444 | 山崎遺跡 | 外 | 020508 | 仁寿山 1 号墳 | 外 |
| 020445 | 堂田遺跡 | 外 | 020509 | 仁寿山山頂遺跡 | 外 |
| 020446 | 八反長遺跡 | 外 | 020510 | 河合家墓所 | 外 |
| 020447 | 丁田遺跡 | 外 | 020511 | 梅ヶ岡墓地前古墳 | 外 |
| 020448 | 法輪寺山遺跡 | 外 | 020512 | 打越山古墳 | 外 |
| 020449 | 村前遺跡 | 外 | 020513 | 仁寿山校跡 | 外 |
| 020450 | 四ツ池遺跡 | 外 | 020514 | 奥山大塚古墳 | 外 |
| 020451 | 町田遺跡 | 外 | 020515 | 兼田丸山古墳 | 外 |
| 020452 | 土山遺跡 | 外 | 020516 | 兼田 6 号墳 | 外 |
| 020453 | 千代田遺跡 | 外 | 020517 | 才田遺跡 | 外 |
| 020454 | 村淵遺跡 | 外 | 020518 | 国府山城跡、甲山遺跡 | 外 |
| 020455 | 君田遺跡 | 外 | 020519 | ヒジ倉遺跡 | 外 |
| 020456 | 南畝町遺跡 | 外 | 020520 | 西通り遺跡 | 外 |
| 020457 | 豊沢遺跡 | 外 | 020521 | 甲山経塚跡 | 外 |
| 020458 | 北条遺跡 | 外 | 020522 | 御旅山 1 号墳 | 外 |
| 020459 | 豆腐町遺跡 | 外 | 020523 | 御旅山 2 号墳 | 外 |
| 020460 | 朝日町遺跡 | 外 | 020524 | 御旅山 3 号墳 | 外 |
| 020461 | 神屋町遺跡 | 外 | 020525 | 御旅山 4 号墳 | 外 |
| 020462 | 市之郷遺跡 | 外 | 020526 | 御旅山 5 号墳 | 外 |
| 020463 | 市之郷廃寺 | 外 | 020527 | 御旅山 6 号墳 | 外 |
| 020464 | 駅前町遺跡 | 外 | 020528 | 御旅山 7 号墳 | 外 |
| 020465 | 本町遺跡 | 外 | 020529 | 御旅山 8 号墳 | 外 |
| 020466 | 阿保構跡 | 外 | 020530 | 御旅山 9 号墳 | 外 |
| 020467 | 八重鉾山構跡 | 外 | 020531 | 御旅山 12 号墳 | 外 |
| 020468 | 坂元山 1 号墳 | 外 | 020532 | 御旅山 13 号墳 | 外 |
| 020469 | 坂元山 2 号墳 | 外 | 020533 | 冬木遺跡 | 外 |
| 020470 | 坂元山 3 号墳 | 外 | 020534 | 継遺跡 | 外 |
| 020471 | 坂元山 4 号墳 | 外 | 020535 | 東山焼窯跡 | 外 |
| 020472 | 坂元山 5 号墳 | 外 | 020536 | 的形大鳥遺跡 | 内 |
| 020473 | 坂元山 7 号墳 | 外 | 020537 | 北山河遺跡 | 内 |
| 020474 | 坂元山 8 号墳 | 外 | 020538 | 的形城跡 | 外 |
| 020475 | 坂元山 9 号墳 | 外 | 020539 | 赤坂城跡 | 外 |
| 020476 | 坂元山 10 号墳 | 外 | 020540 | 丸山古墳 | 内 |
| 020477 | 宮山古墳 | 外 | 020541 | 八家遺跡 | 内 |
| 020478 | 坂元山南麓遺跡 | 外 | 020542 | 南山田遺跡 | 外 |
| 020479 | 坂元山遺跡 | 外 | 020543 | えびす島遺跡 | 外 |
| 020480 | 上鈴山古墳 | 外 | 020544 | 木庭山群集墳 1 号墳 | 外 |
| 020481 | 中鈴山古墳 | 外 | 020545 | 木庭山群集墳 2 号墳 | 外 |
| 020482 | 播磨国分寺跡 | 外 | 020546 | 木庭山群集墳 3 号墳 | 外 |
| 020483 | 播磨国分尼寺跡 | 外 | 020547 | 木庭山群集墳 4 号墳 | 外 |
| 020484 | 播磨国分尼寺周辺遺跡 | 外 | 020548 | 福泊城跡 | 外 |
| 020488 | 山之越古墳（第 3 古墳） | 外 | 020549 | 梅山古墳 | 外 |
| 020489 | 国分寺台地遺跡 | 外 | 020550 | 中山 1 号墳 | 外 |
| 020490 | 国分寺構跡 | 外 | 020551 | 中山 2 号墳 | 外 |
| 020491 | 御着城跡 | 外 | 020553 | 向山古墳 | 外 |
| 020492 | 妙見神社遺跡 | 外 | 020555 | 志吹池窯跡 | 外 |
| 020493 | 真福寺西方遺跡 | 外 | 020556 | 佐土新宮わき古墳 1 号墳 | 外 |
| 020494 | 前東代遺跡 | 外 | 020557 | 佐土新宮わき古墳 2 号墳 | 外 |
| 020495 | 大村千軒遺跡 | 外 | 020558 | 三ツ塚古墳（佐土新村前古墳） | 外 |
| 020496 | 桶山陣跡 | 外 | 020559 | 新池遺跡 | 外 |
| 020497 | 火山群集墳 1 号墳 | 内 | 020560 | 東芝崎遺跡 | 外 |
| 020498 | 本郷遺跡 | 外 | 020561 | 別所村前遺跡 | 外 |
| 020499 | 見野遺跡 | 外 | 020562 | 志ノ坪遺跡 | 外 |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

## 表 4.2-45(3)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] |
|---|---|---|---|---|---|
| 020563 | 東壇遺跡 | 外 | 020788 | 阿保百穴群集墳 6 号墳 | 外 |
| 020564 | 別所構跡 | 外 | 020789 | 阿保百穴群集墳 7 号墳 | 外 |
| 020565 | 別所山 1 号墳 | 外 | 020790 | 阿保百穴群集墳 8 号墳 | 外 |
| 020566 | 別所山 2 号墳 | 外 | 020791 | 阿保百穴群集墳 9 号墳 | 外 |
| 020567 | 別所裏山古墳 | 外 | 020792 | 阿保百穴群集墳 10 号墳 | 外 |
| 020568 | 北宿遺跡 | 外 | 020793 | 阿保百穴群集墳 11 号墳 | 外 |
| 020569 | 大塩遺跡 | 外 | 020794 | 阿保百穴群集墳 12 号墳 | 外 |
| 020570 | 高木遺跡 | 外 | 020795 | 阿保百穴群集墳 13 号墳 | 外 |
| 020571 | 阿保遺跡第 1 地点 | 外 | 020796 | 阿保百穴群集墳 14 号墳 | 外 |
| 020573 | 阿保遺跡第 2 地点 | 外 | 020797 | 阿保百穴群集墳 15 号墳 | 外 |
| 020574 | 村東遺跡 | 外 | 020798 | 阿保百穴群集墳 16 号墳 | 外 |
| 020575 | 大淨口遺跡 | 外 | 020799 | 仁寿山 2 号墳 | 外 |
| 020576 | 豆田遺跡 | 外 | 020800 | 仁寿山 3 号墳 | 外 |
| 020577 | 南通り遺跡 | 外 | 020801 | 仁寿山 4 号墳 | 外 |
| 020578 | 池ノ下遺跡 | 外 | 020802 | 仁寿山 5 号墳 | 外 |
| 020579 | 阿保下長、永河原遺跡 | 外 | 020803 | 仁寿山 6 号墳 | 外 |
| 020580 | 市之郷長堤遺跡 | 外 | 020804 | 仁寿山 7 号墳 | 外 |
| 020581 | 山戸 2 号墳 | 外 | 020805 | 仁寿山 8 号墳 | 外 |
| 020582 | 山戸 3 号墳 | 外 | 020806 | 仁寿山 9 号墳 | 外 |
| 020583 | 山戸 5 号墳 | 外 | 020807 | 仁寿山 10 号墳 | 外 |
| 020584 | 山戸 6 号墳 | 外 | 020808 | 仁寿山 11 号墳 | 外 |
| 020585 | 山戸 7 号墳 | 外 | 020809 | 仁寿山 12 号墳 | 外 |
| 020586 | 山戸 8 号墳 | 外 | 020810 | 仁寿山 13 号墳 | 外 |
| 020587 | 山戸 9 号墳 | 外 | 020811 | 仁寿山 14 号墳 | 外 |
| 020588 | 山戸 10 号墳 | 外 | 020812 | 仁寿山 15 号墳 | 外 |
| 020589 | 山戸 11 号墳 | 外 | 020813 | 仁寿山 16 号墳 | 外 |
| 020590 | 山戸 12 号墳 | 外 | 020852 | 青山群集墳 1 号墳 | 外 |
| 020591 | 山戸 13 号墳 | 外 | 020853 | 青山群集墳 2 号墳 | 外 |
| 020592 | 山戸 14 号墳 | 外 | 020854 | 青山群集墳 3 号墳 | 外 |
| 020593 | 山戸 15 号墳 | 外 | 020855 | 青山群集墳 4 号墳 | 外 |
| 020594 | 山戸 16 号墳 | 外 | 020856 | 青山群集墳 5 号墳 | 外 |
| 020595 | 山戸 17 号墳 | 外 | 020857 | 青山群集墳 6 号墳 | 外 |
| 020596 | 山戸 18 号墳 | 外 | 020858 | 青山群集墳 7 号墳 | 外 |
| 020760 | 下野 2 号墳 | 外 | 020868 | 小丸山 1 号墳 | 外 |
| 020761 | 下野 3 号墳 | 外 | 020869 | 小丸山 2 号墳 | 外 |
| 020762 | 下野 4 号墳 | 外 | 020870 | 小丸山 3 号墳 | 外 |
| 020763 | 下野 5 号墳 | 外 | 020871 | 小丸山 4 号墳 | 外 |
| 020764 | 下野 6 号墳 | 外 | 020872 | 手柄山北丘遺跡 | 外 |
| 020765 | 付城山群集墳 5 号墳 | 外 | 020874 | 手柄山北丘群集墳 3 号墳 | 外 |
| 020766 | 付城山群集墳 6 号墳 | 外 | 020875 | 手柄山北丘群集墳 4 号墳 | 外 |
| 020767 | 付城山群集墳 7 号墳 | 外 | 020876 | 手柄山北丘群集墳 5 号墳 | 外 |
| 020768 | 付城山群集墳 8 号墳 | 外 | 020877 | 手柄山北丘群集墳 6 号墳 | 外 |
| 020769 | 火山群集墳 2 号墳 | 内 | 020878 | 手柄山北丘群集墳 7 号墳 | 外 |
| 020770 | 火山群集墳 3 号墳 | 内 | 020879 | 手柄山北丘群集墳 8 号墳 | 外 |
| 020771 | 火山群集墳 4 号墳 | 内 | 020880 | 手柄山北丘群集墳 9 号墳 | 外 |
| 020772 | 火山群集墳 5 号墳 | 内 | 020881 | 手柄山北丘群集墳 10 号墳 | 外 |
| 020773 | 火山群集墳 6 号墳 | 内 | 020882 | 手柄山北丘群集墳 11 号墳 | 外 |
| 020774 | 火山群集墳 7 号墳 | 内 | 020883 | 手柄山北丘群集墳 12 号墳 | 外 |
| 020775 | 火山群集墳 8 号墳 | 内 | 020884 | 手柄山南丘遺跡 | 外 |
| 020776 | 火山群集墳 9 号墳 | 内 | 020885 | 手柄山南丘群集墳 1 号墳 | 外 |
| 020777 | 火山群集墳 10 号墳 | 内 | 020886 | 手柄山南丘群集墳 2 号墳 | 外 |
| 020778 | 見野群集墳 2 号墳 | 外 | 020887 | 手柄山南丘群集墳 3 号墳 | 外 |
| 020779 | 見野群集墳 3 号墳 | 外 | 020888 | 手柄山南丘群集墳 4 号墳 | 外 |
| 020780 | 見野群集墳 4 号墳 | 外 | 020889 | 兼田遺跡 | 外 |
| 020781 | 見野群集墳 5 号墳 | 外 | 020890 | 兼田 1 号墳 | 外 |
| 020782 | 見野群集墳 6 号墳 | 外 | 020891 | 兼田 2 号墳 | 外 |
| 020783 | 見野群集墳 7 号墳 | 外 | 020892 | 兼田 3 号墳 | 外 |
| 020784 | 阿保百穴群集墳 2 号墳 | 外 | 020893 | 兼田 4 号墳 | 外 |
| 020785 | 阿保百穴群集墳 3 号墳 | 外 | 020894 | 兼田 5 号墳 | 外 |
| 020786 | 阿保百穴群集墳 4 号墳 | 外 | 020895 | 奥山 2 号墳 | 外 |
| 020787 | 阿保百穴群集墳 5 号墳 | 外 | 020896 | 大鳥 2 号墳 | 外 |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

## 表 4.2-45(4)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] |
|---|---|---|---|---|---|
| 020897 | 飾磨高等学校周辺遺跡 | 外 | 040033 | 幣塚古墳 | 外 |
| 020898 | 御旅山 14 号墳 | 外 | 040034 | 奥辻ヶ内散布地 | 外 |
| 020899 | 大塩古墳 | 外 | 040035 | 新池ノ内散布地 | 外 |
| 020907 | 青山 1 号窯跡 | 外 | 040036 | 北浦池古墳 | 外 |
| 020910 | 川島遺跡 | 外 | 040037 | 宮東散布地 | 外 |
| 020911 | 北春日遺跡 | 外 | 040038 | 長坂寺遺跡 | 外 |
| 020912 | 西山遺跡 | 外 | 040039 | 鴨谷池古窯跡群 1 号窯 | 外 |
| 020913 | 峠山遺跡 | 内 | 040040 | 中尾新田古墳 | 外 |
| 020914 | 西浜遺跡 | 内 | 040041 | 錦が丘古墳 | 外 |
| 020915 | 北山遺跡Ａ地点 | 外 | 040042 | 錦が丘散布地 | 外 |
| 020916 | 日の上遺跡 | 外 | 040043 | 錦が丘第 2 散布地 | 外 |
| 020917 | 日笠山 1 号墳 | 外 | 040044 | 寺山遺跡 | 外 |
| 020918 | 日笠山遺跡Ａ地点 | 外 | 040045 | 寺山古墳 | 外 |
| 020919 | 仏心寺境内石棺所在地 | 外 | 040046 | 龍池ノ下散布地 | 外 |
| 020921 | 御旅山八幡神社御旅所前石棺所在地 | 外 | 040047 | 龍池ノ下第 2 散布地 | 外 |
| 020922 | 荒神社境内石棺所在地 | 外 | 040048 | 五反田散布地 | 外 |
| 020923 | 美土呂公園内石棺所在地 | 外 | 040049 | 五反田第 2 散布地 | 外 |
| 020924 | 新羅神社前石棺所在地 | 外 | 040050 | 西見里散布地 | 外 |
| 020925 | 福円寺境内石棺所在地 | 外 | 040051 | 栗林散布地 | 外 |
| 020926 | 光明寺跡 | 外 | 040052 | 大溝ノ上散布地 | 外 |
| 020930 | 西段遺跡 | 外 | 040054 | 金輪寺畑散布地 | 外 |
| 020932 | 家中遺跡 | 外 | 040056 | 浜散布地 | 外 |
| 020936 | 小婦方遺跡 | 外 | 040058 | 魚住古窯中尾川支群 1 号窯 | 外 |
| 020937 | 宮ノ浦遺跡 | 外 | 040059 | 高見散布地 | 外 |
| 020940 | 湯田遺跡 | 外 | 040060 | 皿池遺跡 | 外 |
| 020943 | 恵美穂遺跡 | 外 | 040061 | 出張遺跡 | 外 |
| 020944 | 鶴ヶ峰 1 号墳 | 外 | 040062 | 西島遺跡 | 外 |
| 020945 | 鶴ヶ峰 2 号墳 | 外 | 040063 | 赤根川遺跡 | 外 |
| 020946 | 石ツミ遺跡 | 外 | 040067 | 東原散布地 | 外 |
| 020949 | 郷着遺跡 | 外 | 040068 | 東原第 2 散布地 | 外 |
| 040001 | 池之下散布地 | 外 | 040069 | 皿池ノ下散布地 | 外 |
| 040002 | 稗沢池古墳 | 外 | 040070 | 嶋道散布地 | 外 |
| 040003 | 石圃散布地 | 外 | 040071 | 嶋道第 2 散布地 | 外 |
| 040004 | 上ノ川散布地 | 外 | 040072 | 嶋道第 3 散布地 | 外 |
| 040005 | 岡ノ下散布地 | 外 | 040073 | 嶋道第 4 散布地 | 外 |
| 040006 | 高野散布地 | 外 | 040074 | 金ヶ崎粘土採取地 | 外 |
| 040007 | 源太塚 | 外 | 040075 | 赤根川・金ヶ崎遺跡 | 外 |
| 040008 | 東山の上古墳 | 外 | 040076 | 赤根川・金ヶ崎窯 | 外 |
| 040009 | 向之川散布地 | 外 | 040077 | 奈良松散布地 | 外 |
| 040010 | 佛道散布地 | 外 | 040078 | 奈良松第 2 散布地 | 外 |
| 040011 | 池ノ下 1 号墳 | 外 | 040079 | 奈良松第 3 散布地 | 外 |
| 040013 | 荒内散布地 | 外 | 040080 | 大池下散布地 | 外 |
| 040014 | 今池ノ脇散布地 | 外 | 040081 | 大池東散布地 | 外 |
| 040015 | 今池ノ脇散布地 | 外 | 040082 | 大池東第 2 散布地 | 外 |
| 040016 | 東山ノ口散布地 | 外 | 040083 | 大池東第 3 散布地 | 外 |
| 040017 | 山口ノ西散布地 | 外 | 040084 | 西大池散布地 | 外 |
| 040018 | 中ノ池ノ内散布地 | 外 | 040085 | 片山散布地 | 外 |
| 040019 | イ子井遺跡 | 外 | 040086 | 金ヶ崎遺跡 | 外 |
| 040020 | イ子井散布地 | 外 | 040087 | 文五郎塚古墳 | 外 |
| 040021 | 上村北散布地 | 外 | 040088 | 金ヶ崎古墳 | 外 |
| 040022 | 村東散布地 | 外 | 040089 | 西脇遺跡 | 外 |
| 040023 | 相々遺跡 | 外 | 040090 | 鳥ヶ谷遺跡 | 外 |
| 040024 | 瀬戸田散布地 | 外 | 040091 | 宮ノ前散布地 | 外 |
| 040025 | 鳥喰西散布地 | 外 | 040092 | 報恩寺跡 | 外 |
| 040026 | 鳥喰西第 2 散布地 | 外 | 040093 | 細長散布地 | 外 |
| 040027 | 小池散布地 | 外 | 040094 | 山ノ下遺跡 | 外 |
| 040028 | 宮ノ前散布地 | 外 | 040095 | 八十島ノ内散布地 | 外 |
| 040029 | 西宿散布地 | 外 | 040096 | 西脇散布地 | 外 |
| 040030 | 向井散布地 | 外 | 040097 | 主池遺跡 | 外 |
| 040031 | 上北代散布地 | 外 | 040098 | 喰ヶ池遺跡 | 外 |
| 040032 | 清水新田窯跡 | 外 | 040099 | 新築池遺跡 | 外 |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

## 表 4.2-45(5)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外注) | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外注) |
|---|---|---|---|---|---|
| 040114 | 大窪散布地 | 外 | 040340 | 魚住古窯跡群 | 外 |
| 040126 | 江井島散布地 | 外 | 040342 | 魚住清水遺跡 | 外 |
| 040210 | 村ノ北遺跡 | 外 | 040344 | 魚住住吉遺跡 | 外 |
| 040211 | 鴨谷池古窯跡群 2 号窯 | 外 | 040346 | 清水西遺跡 | 外 |
| 040212 | 鴨谷池古窯跡群 3 号窯 | 外 | 040348 | 八木遺跡第 2 地点 | 外 |
| 040213 | 鴨谷池古窯跡群 4 号窯 | 外 | 040351 | 江井島遺跡 | 外 |
| 040214 | 鴨谷池古窯跡群 5 号窯 | 外 | 040352 | 古代山陽道清水第 3 地点 | 外 |
| 040215 | 鴨谷池古窯跡群 6 号窯 | 外 | 040353 | 東野町遺跡第 2 地点 | 外 |
| 040216 | 鴨谷池古窯跡群 7 号窯 | 外 | 040354 | 高落遺跡 | 外 |
| 040217 | 鴨谷池古窯跡群 8 号窯 | 外 | 110001 | 山之上遺跡 | 内 |
| 040218 | 鴨谷池古窯跡群 9 号窯 | 外 | 110002 | 神野城山遺跡 | 外 |
| 040219 | 鴨谷池古窯跡群 10 号窯 | 外 | 110005 | 宮山遺跡 | 外 |
| 040220 | 鴨谷池古窯跡群 11 号窯 | 外 | 110008 | 東神吉遺跡 | 外 |
| 040236 | 魚住古窯中尾川支群 2 号窯 | 外 | 110010 | 溝之口遺跡 | 外 |
| 040237 | 魚住古窯中尾川支群 3 号窯 | 外 | 110012 | 望塚（盆塚） | 外 |
| 040238 | 魚住古窯中尾川支群 4 号窯 | 外 | 110016 | 今福遺跡 | 外 |
| 040239 | 魚住古窯中尾川支群 5 号窯 | 外 | 110017 | 長砂遺跡 | 外 |
| 040240 | 魚住古窯中尾川支群 6 号窯 | 外 | 110018 | 樋之口遺跡 | 外 |
| 040241 | 魚住古窯中尾川支群 7 号窯 | 外 | 110019 | 大日山遺跡 | 外 |
| 040242 | 魚住古窯中尾川支群 8 号窯 | 外 | 110020 | 播磨堂遺跡 | 外 |
| 040243 | 魚住古窯中尾川支群 9 号窯 | 外 | 110023 | 聖陵山古墳 | 外 |
| 040244 | 魚住古窯中尾川支群 10 号窯 | 外 | 110034 | 宮山大塚古墳 | 外 |
| 040245 | 魚住古窯中尾川支群 11 号窯 | 外 | 110049 | 池ノ尻古墳 | 外 |
| 040246 | 魚住古窯中尾川支群 12 号窯 | 外 | 110050 | 成福寺 1 号墳 | 外 |
| 040247 | 魚住古窯中尾川支群 13 号窯 | 外 | 110051 | 成福寺 2 号墳 | 外 |
| 040248 | 魚住古窯中尾川支群 14 号窯 | 外 | 110052 | 西田池 1 号墳 | 外 |
| 040249 | 魚住古窯中尾川支群 15 号窯 | 外 | 110053 | 西田池 2 号墳 | 外 |
| 040250 | 魚住古窯中尾川支群 16 号窯 | 外 | 110054 | 西田池 3 号墳 | 外 |
| 040251 | 魚住古窯中尾川支群 17 号窯 | 外 | 110055 | 宮山 1 号墳 | 外 |
| 040252 | 魚住古窯中尾川支群 18 号窯 | 外 | 110056 | 宮山 2 号墳 | 外 |
| 040253 | 魚住古窯中尾川支群 19 号窯 | 外 | 110057 | 宮山 3 号墳 | 外 |
| 040254 | 魚住古窯中尾川支群 20 号窯 | 外 | 110058 | 宮山 4 号墳 | 外 |
| 040255 | 魚住古窯中尾川支群 21 号窯 | 外 | 110060 | 宮山 6 号墳 | 外 |
| 040256 | 魚住古窯中尾川支群 22 号窯 | 外 | 110061 | 城山 1 号墳 | 外 |
| 040257 | 魚住古窯中尾川支群 23 号窯 | 外 | 110062 | 西条 1 号墳 | 外 |
| 040258 | 魚住古窯中尾川支群 24 号窯 | 外 | 110063 | 西条 2 号墳 | 外 |
| 040259 | 魚住古窯中尾川支群 25 号窯 | 外 | 110064 | 西条 3 号墳 | 外 |
| 040260 | 魚住古窯中尾川支群 26 号窯 | 外 | 110065 | 西条 4 号墳 | 外 |
| 040261 | 魚住古窯中尾川支群 27 号窯 | 外 | 110066 | 西条 6 号墳 | 外 |
| 040262 | 魚住古窯中尾川支群 28 号窯 | 外 | 110067 | 西条 7 号墳 | 外 |
| 040263 | 魚住古窯中尾川支群 29 号窯 | 外 | 110068 | 西条 9 号墳 | 外 |
| 040264 | 魚住古窯中尾川支群 30 号窯 | 外 | 110069 | 西条 10 号墳 | 外 |
| 040265 | 魚住古窯中尾川支群 31 号窯 | 外 | 110070 | 西条 12 号墳 | 外 |
| 040266 | 魚住古窯中尾川支群 32 号窯 | 外 | 110071 | 西条 13 号墳 | 外 |
| 040267 | 魚住古窯中尾川支群 33 号窯 | 外 | 110072 | 西条 14 号墳 | 外 |
| 040268 | 魚住古窯中尾川支群 34 号窯 | 外 | 110073 | 西条 21 号墳 | 外 |
| 040269 | 魚住古窯中尾川支群 35 号窯 | 外 | 110074 | 西条 21 - 2 号墳 | 外 |
| 040270 | 魚住古窯中尾川支群 36 号窯 | 外 | 110075 | 西条 23 号墳 | 外 |
| 040301 | 久保窯 | 外 | 110076 | 西条 24、26、27、28、30 号墳 | 外 |
| 040304 | 古代山陽道福里地点 | 外 | 110077 | 西条 25 号墳 | 外 |
| 040305 | 古代山陽道辻ケ内地点 | 外 | 110078 | 西条 29 号墳 | 外 |
| 040306 | 古代山陽道清水地点 | 外 | 110079 | 西条 31 号墳 | 外 |
| 040307 | 古代山陽道清水第 2 地点 | 外 | 110080 | 西条 32 号墳 | 外 |
| 040314 | 錦が丘散布地 | 外 | 110081 | 西条 34 号墳 | 外 |
| 040315 | 大谷遺跡 | 外 | 110082 | 西条 35 号墳 | 外 |
| 040325 | 池ノ上遺跡 | 外 | 110083 | 西条 36 号墳 | 外 |
| 040326 | 古代山陽道北澤地点 | 外 | 110084 | 西条 37 号墳 | 外 |
| 040328 | 注連郷遺跡 | 外 | 110085 | 西条 38 号墳 | 外 |
| 040329 | 北ノ前遺跡 | 外 | 110086 | 西条 39 号墳 | 外 |
| 040336 | 塚之脇遺跡 | 外 | 110087 | 西条 40 号墳 | 外 |
| 040337 | 宮之前遺跡 | 外 | 110088 | 西条 51 号墳 | 外 |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

## 表 4.2-45(6)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注] |
|---|---|---|---|---|---|
| 110089 | 西条 52 号墳 | 外 | 110513 | 野村古窯跡 2 号窯 | 外 |
| 110090 | 西条 53 号墳 | 外 | 110528 | 松岡青羅墓 | 外 |
| 110091 | 西条 58 号墳 | 外 | 110550 | 野村古窯跡 3 号窯 | 外 |
| 110092 | 西条 59 号墳 | 外 | 110551 | 野村古窯跡 4 号窯 | 外 |
| 110093 | 西条 61 号墳 | 外 | 110555 | 長畑遺跡 | 外 |
| 110094 | 西条 61 - 2 号墳 | 外 | 110611 | 天神前遺跡 | 外 |
| 110118 | 石守 1 号墳 | 外 | 110614 | 鶴林寺 | 外 |
| 110119 | 水足 1 号墳 | 外 | 110615 | 猫池遺跡 | 外 |
| 110212 | 尾上遺跡 | 外 | 110617 | 良野遺跡 | 外 |
| 110213 | 浜の宮遺跡 | 外 | 110618 | 天王山遺跡 | 外 |
| 110214 | 野新村古窯跡 1 号窯 | 外 | 110621 | 教信寺 | 外 |
| 110215 | 野新村古窯跡 2 号窯 | 外 | 110622 | 粟津大年遺跡 | 外 |
| 110216 | 野新村古窯跡 3 号窯 | 外 | 110623 | 天王山 1 号窯 | 外 |
| 110218 | 美乃利遺跡 | 外 | 110624 | 天王山 2 号窯 | 外 |
| 110220 | 古大内遺跡 | 外 | 110625 | 天王山 1 号墳 | 外 |
| 110223 | 野口廃寺 | 外 | 110626 | 天王山 2 号墳 | 外 |
| 110224 | 溝之口廃寺 | 外 | 110628 | 東沢 2 号墳 | 外 |
| 110225 | 石守廃寺 | 外 | 110629 | 東沢中遺跡 | 外 |
| 110226 | 西条廃寺 | 外 | 110630 | 東沢 1 号墳 | 外 |
| 110227 | 古堂廃寺 | 外 | 110631 | 神野大林古窯跡 1 号窯 | 外 |
| 110229 | 西条蔵骨器群 | 外 | 110632 | 神野大林古窯跡 2 号窯 | 外 |
| 110230 | 西条土壙墓 | 外 | 110633 | 神野大林古窯跡 3 号窯 | 外 |
| 110233 | 野新村古墳 | 外 | 110634 | 坂元遺跡 | 外 |
| 110235 | 野新村 1 号墳 | 外 | 110635 | 神野北山遺跡 | 外 |
| 110238 | 下村古墳 | 外 | 110636 | 大野遺跡 | 外 |
| 110241 | 古大内城跡 | 外 | 110637 | 大塚遺跡 | 外 |
| 110242 | 西条城跡 | 外 | 110641 | 前谷遺跡 | 外 |
| 110243 | 石弾城跡 | 外 | 110642 | 東沢５号墳 | 外 |
| 110245 | 横倉城跡 | 外 | 110643 | 石町中世墓 | 外 |
| 110246 | 安田構居跡 | 外 | 110644 | 片山遺跡 | 外 |
| 110247 | 稲屋構居跡 | 外 | 110645 | 皿辻遺跡 | 外 |
| 110248 | 石守構居跡 | 外 | 110647 | 西田池南遺跡 | 外 |
| 110249 | 手末構居跡 | 外 | 170001 | 西坂遺跡Ａ地点 | 外 |
| 110250 | 高田構居跡 | 外 | 170002 | 西坂遺跡Ｂ地点 | 外 |
| 110257 | 砂部構居跡 | 外 | 170003 | 西坂遺跡Ｃ地点 | 外 |
| 110258 | 一色構居跡 | 外 | 170004 | 西坂遺跡Ｄ地点 | 外 |
| 110259 | 野口城跡 | 外 | 170005 | 西坂遺跡Ｅ地点 | 外 |
| 110260 | 長砂構居跡 | 外 | 170006 | 寺尾 1 号窯 | 外 |
| 110261 | 細田構居跡 | 外 | 170007 | 寺尾 2 号窯 | 外 |
| 110262 | 尾上構居跡 | 外 | 170008 | 北春日遺跡 | 外 |
| 110263 | 加古川城跡 | 外 | 170009 | 中山田・池ノ内遺跡 | 外 |
| 110276 | 平津構居跡 | 外 | 170010 | 菜切遺跡 | 外 |
| 110282 | 水足 2 号墳 | 外 | 170011 | 北脇 1 号墳 | 外 |
| 110287 | 成福寺 3 号墳 | 外 | 170012 | 北脇 2 号墳 | 外 |
| 110288 | 成福寺 4 号墳 | 外 | 170013 | 北脇 3 号墳 | 外 |
| 110289 | 下村遺跡 | 外 | 170014 | 天神山古墳 | 外 |
| 110292 | 北在家遺跡 | 外 | 170015 | 牛谷 2 号墳 | 外 |
| 110294 | 粟津遺跡 | 外 | 170016 | 香呂山遺跡 | 外 |
| 110312 | 山中遺跡 | 外 | 170017 | 皿池ノ上遺跡 | 外 |
| 110316 | 松ノ木谷遺跡 | 外 | 170018 | 経塚山古墳 | 外 |
| 110318 | 牛谷池遺跡 | 外 | 170019 | 阿弥陀 2 号墳 | 外 |
| 110325 | 入住池遺跡 | 外 | 170020 | 阿弥陀 3 号墳 | 外 |
| 110357 | 平野遺跡 | 外 | 170021 | 阿弥陀 4 号墳 | 外 |
| 110480 | 石守 2 号墳 | 外 | 170022 | 阿弥陀 5 号墳 | 外 |
| 110481 | 石守 3 号墳 | 外 | 170023 | 阿弥陀 6 号墳 | 外 |
| 110485 | 西条遺跡 | 外 | 170024 | 阿弥陀 7 号墳 | 外 |
| 110488 | 古代山陽道 | 内 | 170025 | 阿弥陀 8 号墳 | 外 |
| 110490 | 上村池遺跡 | 外 | 170026 | 阿弥陀 9 号墳 | 外 |
| 110508 | 石守古墳群 4 号墳 | 外 | 170027 | 阿弥陀 10 号墳 | 外 |
| 110509 | 石守古墳群 5 号墳 | 外 | 170028 | 阿弥陀 11 号墳 | 外 |
| 110512 | 野村古窯跡 1 号窯 | 外 | 170029 | 阿弥陀 12 号墳 | 外 |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

## 表 4.2-45(7)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注)] | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注)] |
|---|---|---|---|---|---|
| 170030 | 阿弥陀 13 号墳 | 外 | 330001 | 風呂ノ谷池遺跡 | 外 |
| 170031 | 阿弥陀 14 号墳 | 外 | 330002 | 琴池遺跡 | 外 |
| 170032 | 阿弥陀 15 号墳 | 外 | 330004 | 西場遺跡 | 外 |
| 170033 | 阿弥陀 16 号墳 | 外 | 330005 | 百丁場遺跡 | 外 |
| 170034 | 阿弥陀 17 号墳 | 外 | 330006 | 溝ヶ沢池遺跡 | 外 |
| 170035 | 阿弥陀 18 号墳 | 外 | 330007 | 千波池遺跡 | 外 |
| 170036 | 谷ノ口遺跡 | 外 | 330008 | 相ノ山遺跡 | 外 |
| 170037 | 大日山古墳 | 外 | 330009 | 印南古墳 | 外 |
| 170038 | 一本松・北原遺跡 | 外 | 330010 | 四ツ塚池群集墳 1 号墳 | 外 |
| 170042 | 時光寺遺跡 | 外 | 330011 | 四ツ塚池群集墳 2 号墳 | 外 |
| 170043 | 時光寺古墳 | 外 | 330012 | 四ツ塚池群集墳 3 号墳 | 外 |
| 170046 | 神爪遺跡Ａ地点 | 外 | 330013 | 四ツ塚池群集墳 4 号墳 | 外 |
| 170047 | 神爪遺跡Ｂ地点 | 外 | 330015 | 南場遺跡 | 外 |
| 170048 | 峠山遺跡 | 内 | 330016 | 六分一遺跡 | 内 |
| 170049 | 西浜遺跡 | 内 | 330017 | 広ヶ沢遺跡 | 内 |
| 170050 | 北脇遺跡 | 外 | 330018 | 国安遺跡 | 外 |
| 170051 | 北浜遺跡 | 外 | 330019 | 川北遺跡 | 外 |
| 170052 | 西山遺跡 | 外 | 330020 | 平見遺跡 | 外 |
| 170053 | 天川遺跡 | 外 | 330021 | 本田遺跡 | 外 |
| 170054 | 北山遺跡Ａ地点 | 外 | 330022 | 下条遺跡 | 外 |
| 170055 | 日の上遺跡 | 外 | 330023 | 下条第 1 遺跡 | 外 |
| 170056 | 日笠山 1 号墳 | 外 | 330026 | 相野第 2 遺跡 | 外 |
| 170057 | 日笠山群集墳 | 外 | 330028 | 風呂ノ谷池遺跡 | 外 |
| 170058 | 日笠山遺跡Ａ地点 | 外 | 330029 | 野寺遺跡 | 外 |
| 170059 | 日笠山遺跡Ｂ地点 | 外 | 330031 | 野畑池遺跡 | 外 |
| 170060 | 日笠山貝塚 | 外 | 330034 | 草谷埋納銭出土地 | 外 |
| 170061 | 中筋遺跡Ａ地点 | 外 | 330035 | 入ヶ池遺跡 | 外 |
| 170062 | 中筋遺跡Ｂ地点 | 外 | 330036 | 母里遺跡 | 外 |
| 170063 | 魚橋遺跡Ａ地点 | 外 | 330037 | 葡萄園池東側遺跡 | 外 |
| 170064 | 魚橋遺跡Ｂ地点 | 外 | 340001 | 本荘散布地 | 外 |
| 170065 | 魚橋遺跡Ｃ地点 | 外 | 340002 | 古向福勝寺構居跡 | 外 |
| 170066 | 伊保山遺跡Ａ地点 | 外 | 340003 | 古田 2 号散布地 | 外 |
| 170067 | 伊保山遺跡Ｂ地点 | 外 | 340004 | 古田 3 号散布地 | 外 |
| 170068 | 伊保遺跡 | 外 | 340005 | 大中散布地 | 外 |
| 170069 | 北山遺跡Ｂ地点 | 外 | 340006 | 大中遺跡 | 外 |
| 170070 | 塩田遺跡 | 外 | 340007 | 野添 1 号散布地 | 外 |
| 170071 | 伊保山古窯跡 | 外 | 340008 | 愛宕塚古墳 | 外 |
| 170072 | 竜山 1 号墳 | 外 | 340009 | 野添 2 号散布地 | 外 |
| 170073 | 竜山 2 号墳 | 外 | 340010 | 野添 3 号散布地 | 外 |
| 170074 | 竜山 3 号墳 | 外 | 340011 | 野添 4 号散布地 | 外 |
| 170075 | 竜山 4 号墳 | 外 | 340012 | 二子 1 号散布地 | 外 |
| 170076 | 天磐船旧所在地 | 外 | 340013 | 二子 2 号散布地 | 外 |
| 170077 | 曽根遺跡 | 外 | 340014 | 二子 3 号散布地 | 外 |
| 170078 | 魚橋古窯跡 | 外 | 340015 | 二子 4 号散布地 | 外 |
| 170079 | 石の宝殿 | 外 | 340016 | 古代山陽道推定地 | 内 |
| 170081 | 竜山 5 号墳 | 外 | 340017 | 本庄蓮花寺構居跡 | 外 |
| 170082 | 竜山 6 号墳 | 外 | 340018 | 鹿の川構居跡 | 外 |
| 170083 | 竜山遺跡 | 外 | 340019 | 宮西構居跡 | 外 |
| 170084 | 魚崎遺跡 | 外 | 340020 | 古宮大池東散布地 | 外 |
| 170085 | 米田遺跡 | 外 | 340021 | 古宮大池西散布地 | 外 |
| 170086 | 小松原遺跡Ａ地点 | 外 | 340022 | 本庄宮ノ北遺跡 | 外 |
| 170087 | 小松原遺跡Ｂ地点 | 外 | 450056 | 上太田 1 号墳 | 外 |
| 170088 | 小松原貝塚 | 外 | 450057 | 上太田 2 号墳 | 外 |
| 170089 | 蓮池遺跡 | 外 | 450058 | 上太田 3 号墳 | 外 |
| 170090 | 朝日町遺跡 | 外 | 450059 | 裏ノ谷遺跡 | 外 |
| 170091 | 幸田遺跡 | 外 | 450091 | 大津茂川床遺跡 | 外 |
| 170092 | 高砂城跡 | 外 | 450092 | 川島遺跡 | 外 |
| 170093 | 東宮町遺跡 | 内 | 450093 | 黒岡 1 号墳 | 外 |
| 170094 | 高砂町遺跡 | 内 | 450094 | 黒岡 2 号墳 | 外 |
| 170095 | 竜山採石遺跡 | 外 | 450095 | 黒岡 3 号墳 | 外 |
| 170096 | 竜山 7 号墳 | 外 | 450096 | 黒岡 4 号墳 | 外 |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

## 表 4.2-45(8)　埋蔵文化財包蔵地の状況

| 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注)] | 遺跡番号 | 遺跡の名称 | 区域内/外[注)] |
|---|---|---|---|---|---|
| 450097 | 黒岡 5 号墳 | 外 | 450151 | 山田大山 8 号墳 | 外 |
| 450098 | 黒岡 6 号墳 | 外 | 450152 | 山田 1 号墳 | 外 |
| 450099 | 黒岡 7 号墳 | 外 | 450153 | 山田 2 号墳 | 外 |
| 450100 | 黒岡 8 号墳 | 外 | 450154 | 山田 3 号墳 | 外 |
| 450101 | 黒岡 9 号墳 | 外 | 450155 | 山田 4 号墳 | 外 |
| 450102 | 黒岡 10 号墳 | 外 | 450156 | 山田 5 号墳 | 外 |
| 450103 | 黒岡 11 号墳 | 外 | 450157 | 山田 6 号墳 | 外 |
| 450105 | 黒岡山墳丘墓 | 外 | 450158 | 山田 7 号墳 | 外 |
| 450106 | 黒岡山古墳 | 外 | 450159 | 山田 8 号墳 | 外 |
| 450107 | 田中遺跡 | 外 | 450160 | 山田 9 号墳 | 外 |
| 450108 | 原坂遺跡 | 外 | 450161 | 山田 10 号墳 | 外 |
| 450109 | 楯岩城跡 | 外 | 450162 | 山田 11 号墳 | 外 |
| 450111 | 城山 2 号墳 | 外 | 450163 | 山田 12 号墳 | 外 |
| 450112 | 城山 3 号墳 | 外 | 450164 | 山田 13 号墳 | 外 |
| 450113 | 城山 4 号墳 | 外 | 450165 | 山田 14 号墳 | 外 |
| 450114 | 城山 5 号墳 | 外 | 450166 | 山田 15 号墳 | 外 |
| 450115 | 天神山 1 号墳 | 外 | 450167 | 山田遺跡 | 外 |
| 450116 | 天神山 2 号墳 | 外 | 450168 | 山田小丸山遺跡 | 外 |
| 450117 | 天神山 3 号墳 | 外 | 450169 | 山田桃山遺跡 | 外 |
| 450118 | 天神山 4 号墳 | 外 | 450170 | 山田雁谷山遺跡 | 外 |
| 450119 | 天神山 5 号墳 | 外 | 450171 | 山田畑田山遺跡 | 外 |
| 450120 | 天神山 6 号墳 | 外 | 450173 | 白毛 1 号墳 | 外 |
| 450121 | 天神山 7 号墳 | 外 | 450174 | 白毛 2 号墳 | 外 |
| 450122 | 天神山 8 号墳 | 外 | 450175 | 白毛 3 号墳 | 外 |
| 450123 | 鷲山 1 号墳 | 外 | 450176 | 白毛 4 号墳 | 外 |
| 450124 | 鷲山 2 号墳 | 外 | 450177 | 白毛 5 号墳 | 外 |
| 450125 | 鷲山 3 号墳 | 外 | 450178 | 白毛 6 号墳 | 外 |
| 450126 | 鷲山 4 号墳 | 外 | 450179 | 白毛 7 号墳 | 外 |
| 450127 | 鷲山 5 号墳 | 外 | 450180 | 白毛 8 号墳 | 外 |
| 450128 | 鷲山 6 号墳 | 外 | 450181 | 白毛 9 号墳 | 外 |
| 450129 | 鷲山 7 号墳 | 外 | 450182 | 白毛 10 号墳 | 外 |
| 450130 | 鷲山 8 号墳 | 外 | 450183 | 白毛 11 号墳 | 外 |
| 450131 | 鷲山 9 号墳 | 外 | 450184 | 白毛 12 号墳 | 外 |
| 450132 | 郷ノ谷 1 号墳 | 外 | 450185 | 白毛 13 号墳 | 外 |
| 450133 | 郷ノ谷 2 号墳 | 外 | 450186 | 原沼遺跡 | 外 |
| 450134 | 郷ノ谷 3 号墳 | 外 | 450187 | 原北町古墳 | 外 |
| 450135 | 郷ノ谷 4 号墳 | 外 | 450188 | 塚村 1 号墳 | 外 |
| 450136 | 郷ノ谷 5 号墳 | 外 | 450189 | 塚村 2 号墳 | 外 |
| 450137 | 郷ノ谷 6 号墳 | 外 | 450190 | 塚村 3 号墳 | 外 |
| 450138 | 北山 1 号墳 | 外 | 450191 | 塚村 4 号墳 | 外 |
| 450139 | 北山 2 号墳 | 外 | 450192 | 塚村 5 号墳 | 外 |
| 450140 | 北山 3 号墳 | 外 | 450193 | 塚村 6 号墳 | 外 |
| 450141 | 北山 4 号墳 | 外 | 450241 | 黒岡 12 号墳 | 外 |
| 450142 | 北山 5 号墳 | 外 | 450242 | 黒岡 13 号墳 | 外 |
| 450143 | 北山 6 号墳 | 外 | 450243 | 天神山 9 号墳 | 外 |
| 450144 | 山田大山 1 号墳 | 外 | 450247 | 山田大山 9 号墳 | 外 |
| 450145 | 山田大山 2 号墳 | 外 | 450248 | 山田大山 10 号墳 | 外 |
| 450146 | 山田大山 3 号墳 | 外 | 450249 | 山田大山 11 号墳 | 外 |
| 450147 | 山田大山 4 号墳 | 外 | 450250 | 山田大山 12 号墳 | 外 |
| 450148 | 山田大山 5 号墳 | 外 | 450251 | 山田大山 13 号墳 | 外 |
| 450149 | 山田大山 6 号墳 | 外 | 450252 | 茶ノ木遺跡 | 外 |
| 450150 | 山田大山 7 号墳 | 外 | | | |

注）区域内/外：都市計画対象道路事業実施区域に含まれる場合(内)及び含まれない場合(外)を示します。
出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| ● | 国登録記念物(名勝) |
| ⬭ | 都市計画対象道路事業実施区域 |

出典：「梶原氏(西梶原)庭園」姫路市ホームページ(令和７年３月現在)




図 4.2-19(1)　国登録記念物(名勝)分布図

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| ● | 国登録記念物(名勝) |
| ⬭ | 都市計画対象道路事業実施区域 |

出典：「梶原氏(西梶原)庭園」姫路市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

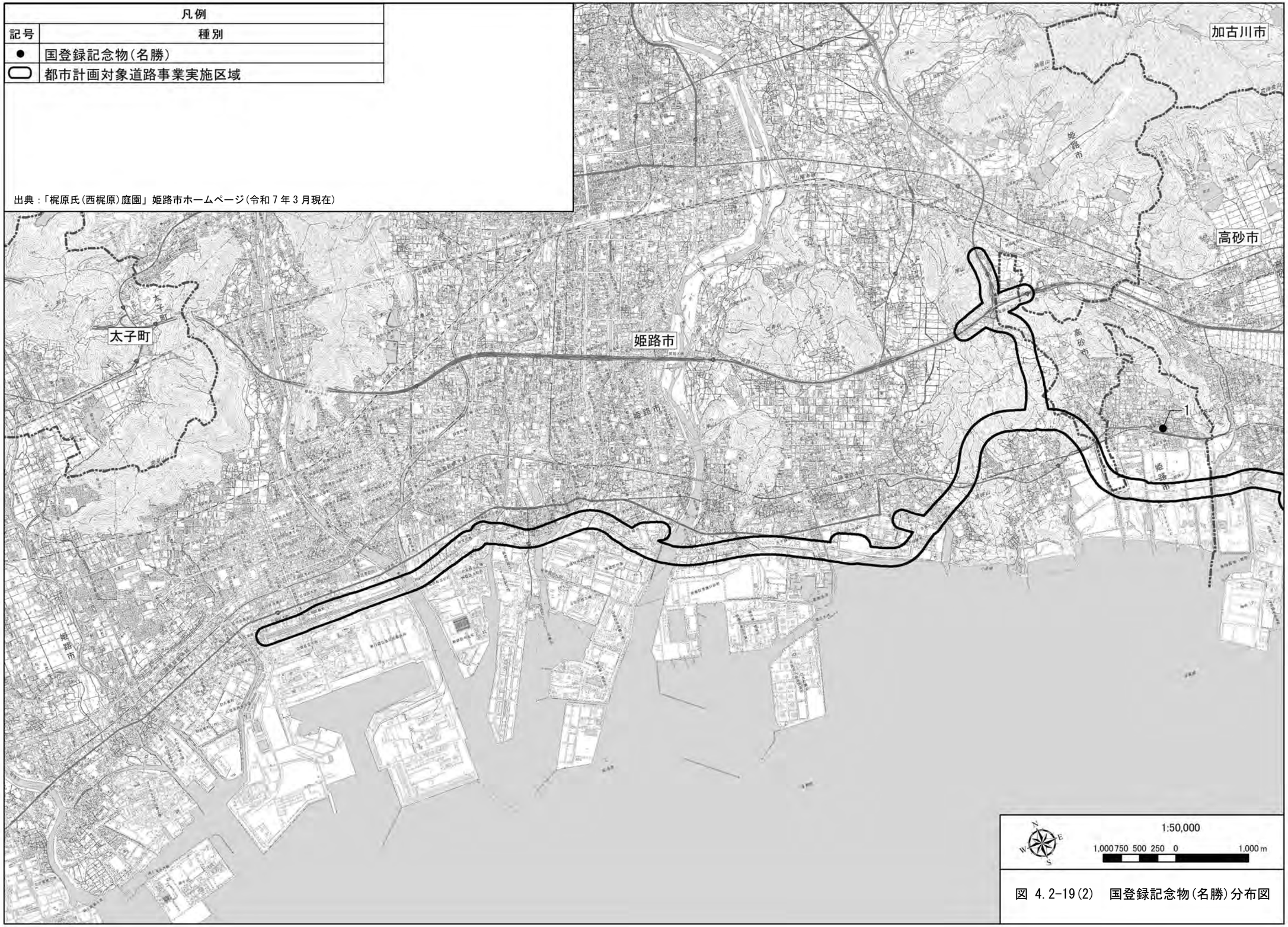



図 4.2-19(2)　国登録記念物(名勝)分布図

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| ● | 国指定特別 |
| ● | 国指定 |
| ● | 県指定 |
| ● | 市町指定 |
| ● | 市認定 |
| ● | 高砂市ふるさと文化財 |
| ▭ | 都市計画対象道路事業実施区域 |

出典：1「国指定文化財等データベース」文化庁ホームページ(令和７年３月現在)
2「兵庫県内の文化財一覧」兵庫県教育委員会ホームページ(令和７年３月現在)
3「神戸市情報マップ」神戸市ホームページ(令和７年３月現在)
4「明石市内指定・登録文化財一覧」明石市ホームページ(令和７年３月現在)
5「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ(令和７年３月現在)
6「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ(令和７年３月現在)
7「指定文化財・登録文化財目録(令和７年４月１日現在)」加古川市ホームページ(令和７年４月現在)
8「市内の文化財」高砂市ホームページ(令和７年３月現在)
9「ふるさと文化財登録制度」高砂市ホームページ(令和７年３月現在)
10「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ(令和７年３月現在)
11「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ(令和７年３月現在)

1:50,000
1,000 750 500 250 0 1,000 m

図 4.2-20(1)　記念物(史跡)及び
高砂市ふるさと文化財(史跡)の分布図

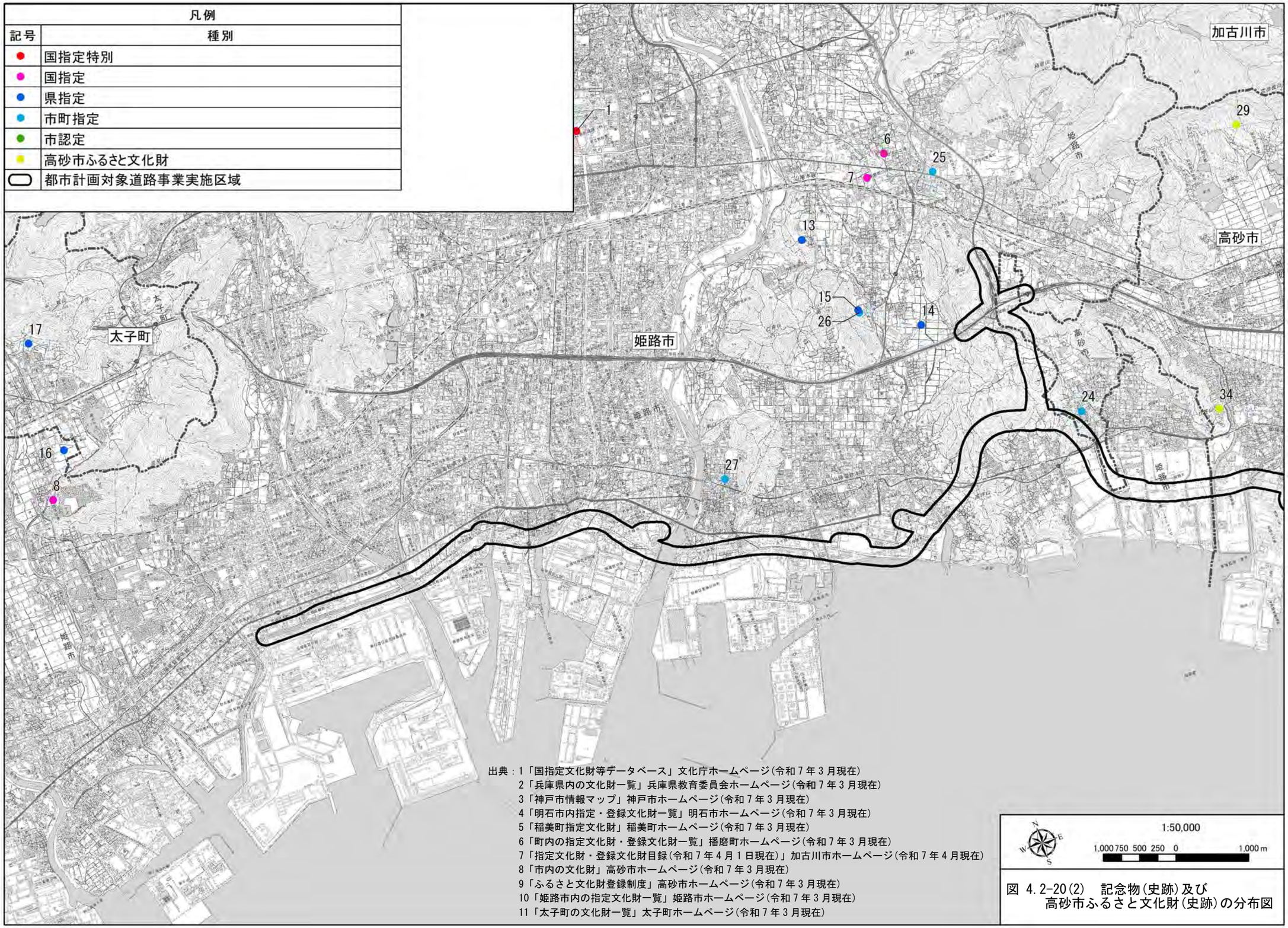



図 4.2-20(2)　記念物(史跡)及び
高砂市ふるさと文化財(史跡)の分布図

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| ● | 国宝 |
| ⬭ | 都市計画対象道路事業実施区域 |

出典：1「国指定文化財等データベース」文化庁ホームページ(令和7年3月現在)
2「兵庫県内の文化財一覧」兵庫県教育委員会ホームページ(令和7年3月現在)
3「指定文化財・登録文化財目録(令和7年4月1日現在)」加古川市ホームページ(令和7年4月現在)
4「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ(令和7年3月現在)




図 4.2-21(1)　有形文化財(国宝)の分布図

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| ● | 国宝 |
| ⬭ | 都市計画対象道路事業実施区域 |

出典：1「国指定文化財等データベース」文化庁ホームページ(令和7年3月現在)
2「兵庫県内の文化財一覧」兵庫県教育委員会ホームページ(令和7年3月現在)
3「指定文化財・登録文化財目録(令和7年4月1日現在)」加古川市ホームページ(令和7年4月現在)
4「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ(令和7年3月現在)

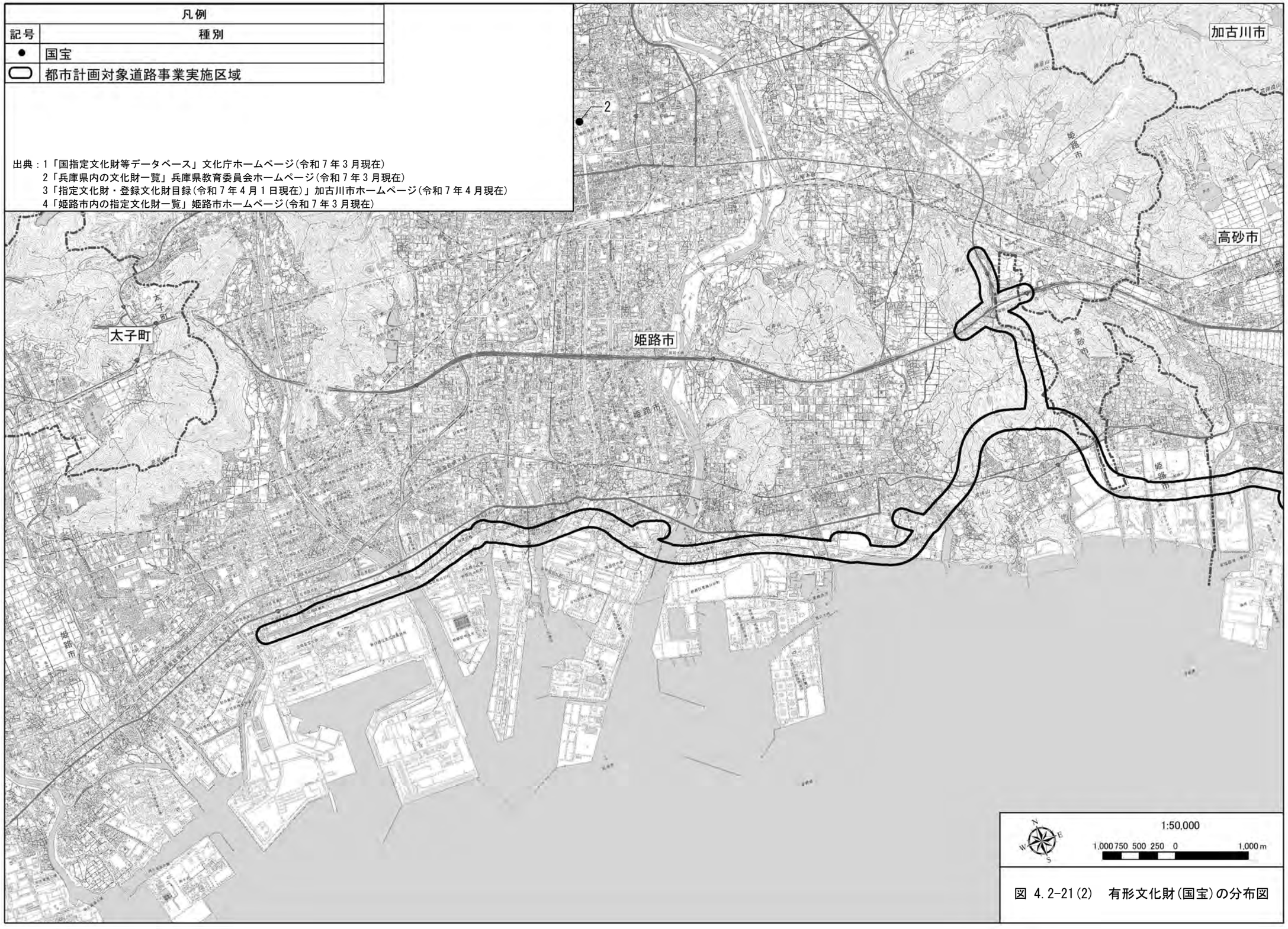
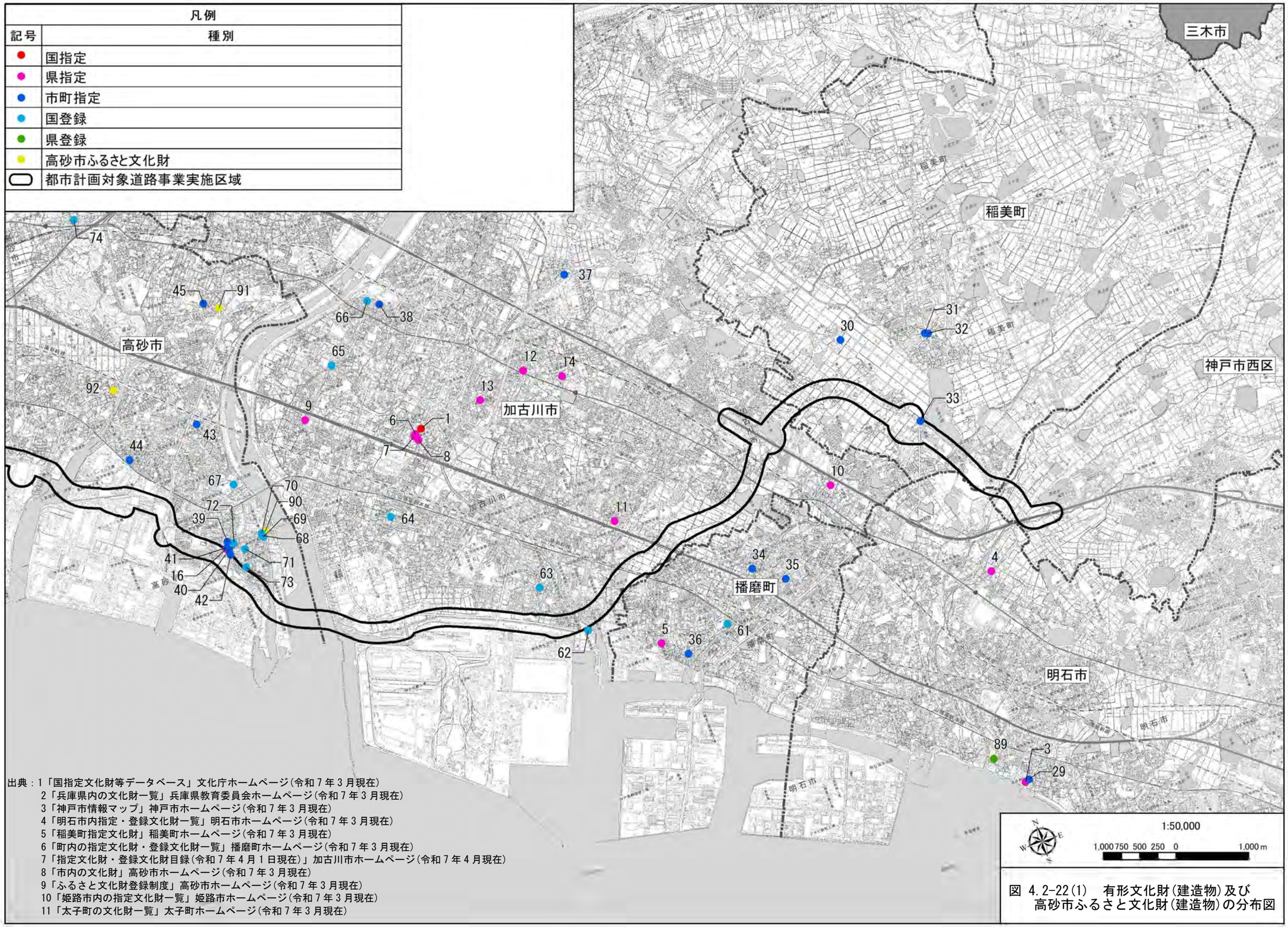



図 4.2-21(2)　有形文化財(国宝)の分布図

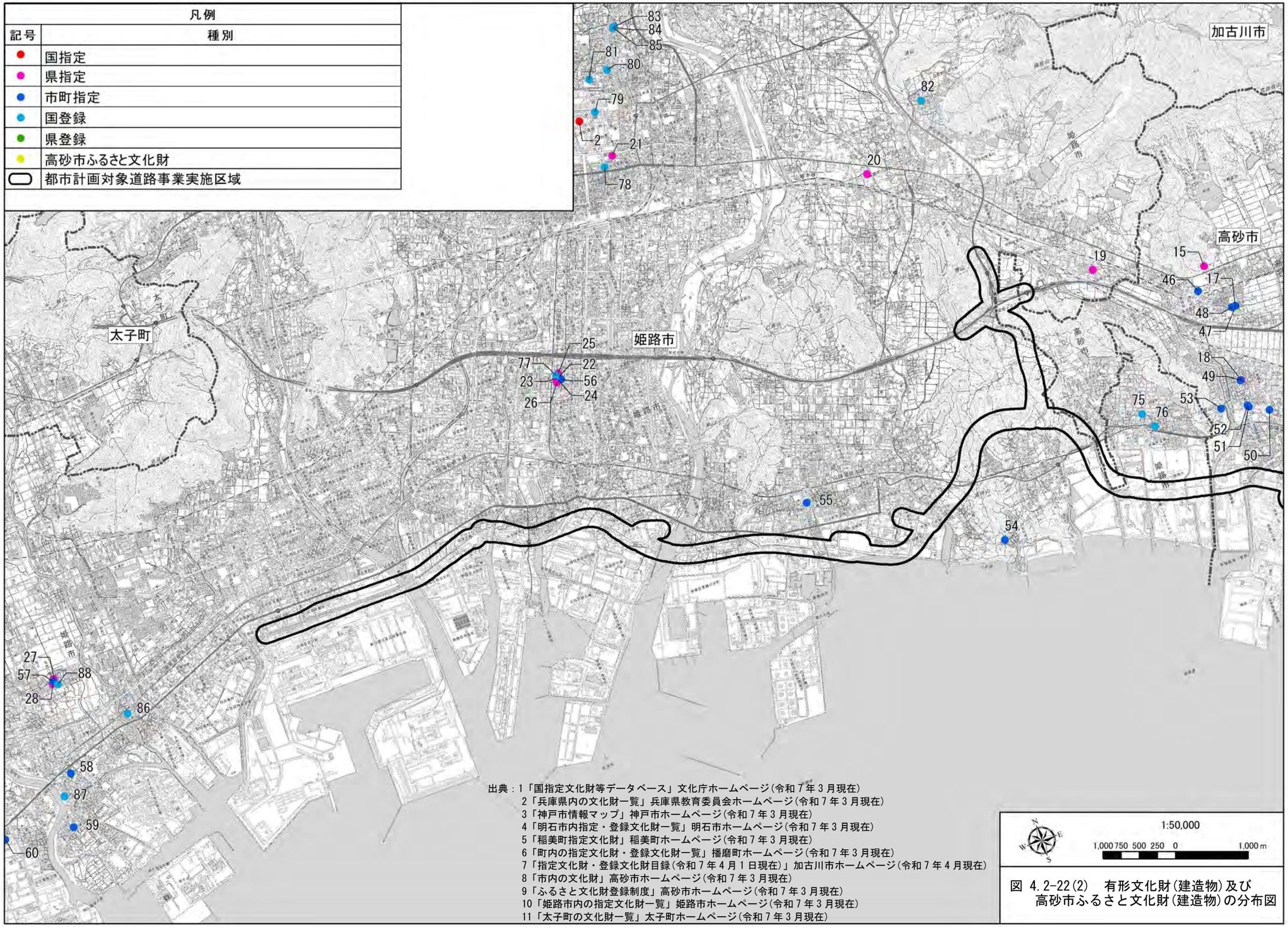
| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| ● | 国指定 |
| ● | 県指定 |
| ● | 市町指定 |
| ● | 国登録 |
| ● | 県登録 |
| ● | 高砂市ふるさと文化財 |
| ▭ | 都市計画対象道路事業実施区域 |




出典：1「国指定文化財等データベース」文化庁ホームページ(令和７年３月現在)
2「兵庫県内の文化財一覧」兵庫県教育委員会ホームページ(令和７年３月現在)
3「神戸市情報マップ」神戸市ホームページ(令和７年３月現在)
4「明石市内指定・登録文化財一覧」明石市ホームページ(令和７年３月現在)
5「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ(令和７年３月現在)
6「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ(令和７年３月現在)
7「指定文化財・登録文化財目録(令和７年４月１日現在)」加古川市ホームページ(令和７年４月現在)
8「市内の文化財」高砂市ホームページ(令和７年３月現在)
9「ふるさと文化財登録制度」高砂市ホームページ(令和７年３月現在)
10「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ(令和７年３月現在)
11「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ(令和７年３月現在)

図 4.2-22(1)　有形文化財(建造物)及び
高砂市ふるさと文化財(建造物)の分布図

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| ● | 国指定 |
| ● | 県指定 |
| ● | 市町指定 |
| ● | 国登録 |
| ● | 県登録 |
| ● | 高砂市ふるさと文化財 |
| ▭ | 都市計画対象道路事業実施区域 |




出典：1「国指定文化財等データベース」文化庁ホームページ(令和７年３月現在)
2「兵庫県内の文化財一覧」兵庫県教育委員会ホームページ(令和７年３月現在)
3「神戸市情報マップ」神戸市ホームページ(令和７年３月現在)
4「明石市内指定・登録文化財一覧」明石市ホームページ(令和７年３月現在)
5「稲美町指定文化財」稲美町ホームページ(令和７年３月現在)
6「町内の指定文化財・登録文化財一覧」播磨町ホームページ(令和７年３月現在)
7「指定文化財・登録文化財目録(令和７年４月１日現在)」加古川市ホームページ(令和７年４月現在)
8「市内の文化財」高砂市ホームページ(令和７年３月現在)
9「ふるさと文化財登録制度」高砂市ホームページ(令和７年３月現在)
10「姫路市内の指定文化財一覧」姫路市ホームページ(令和７年３月現在)
11「太子町の文化財一覧」太子町ホームページ(令和７年３月現在)

図 4.2-22(2)　有形文化財(建造物)及び
高砂市ふるさと文化財(建造物)の分布図

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| | 埋蔵文化財包蔵地 |
| | 都市計画対象道路事業実施区域 |

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和７年３月現在）

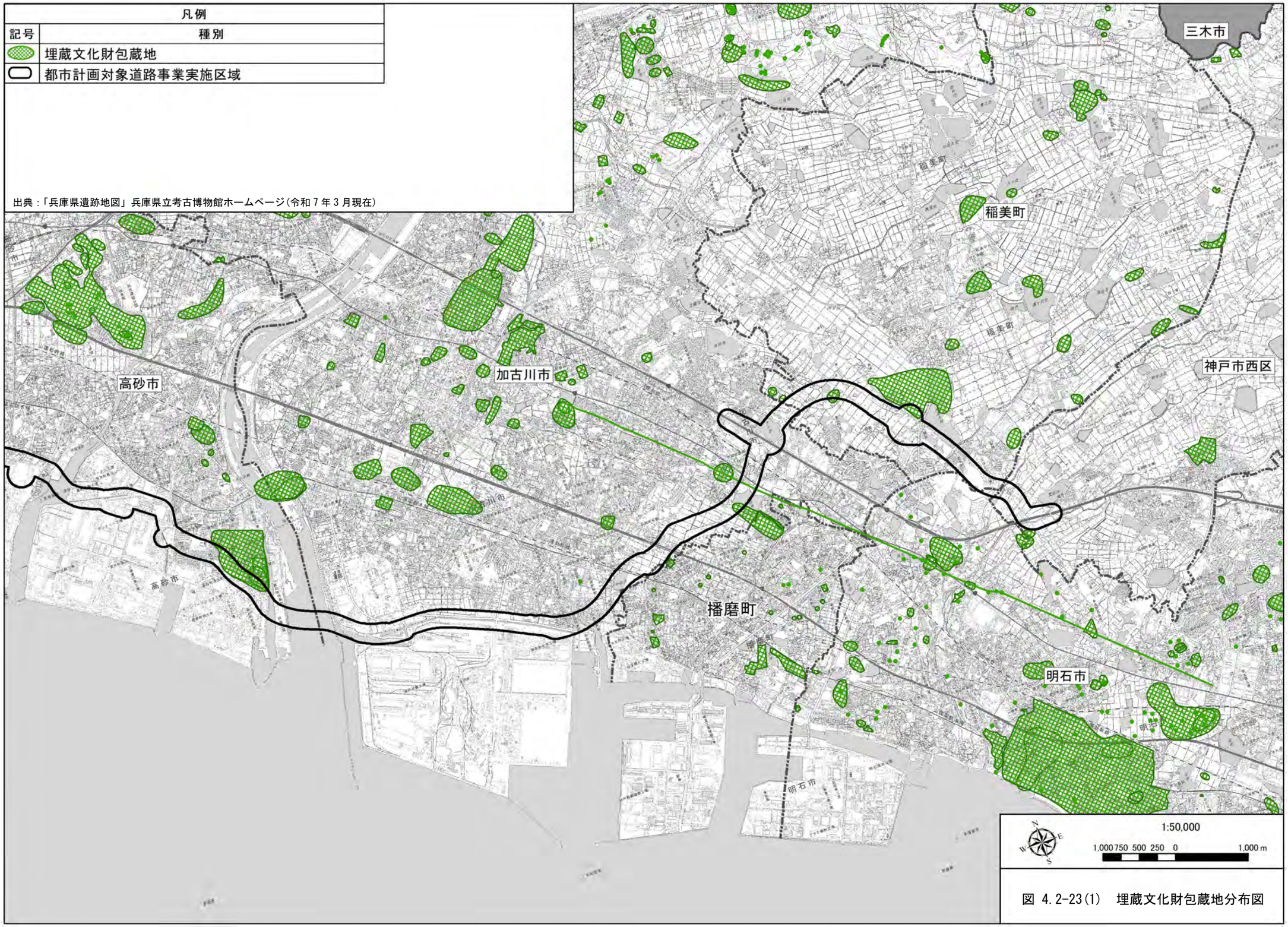



図 4.2-23(1)　埋蔵文化財包蔵地分布図

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| | 埋蔵文化財包蔵地 |
| | 都市計画対象道路事業実施区域 |

出典：「兵庫県遺跡地図」兵庫県立考古博物館ホームページ（令和７年３月現在）

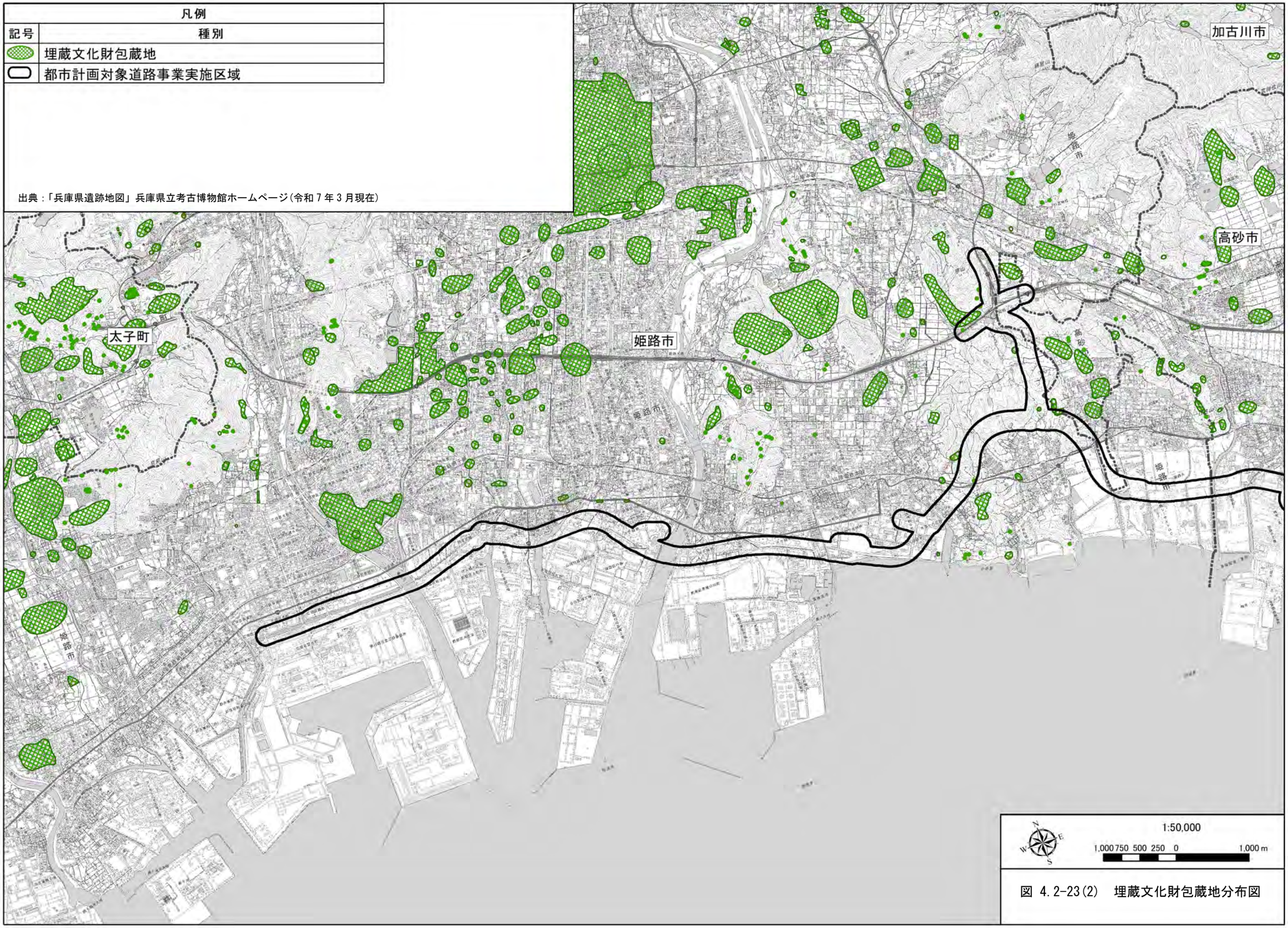



図 4.2-23(2)　埋蔵文化財包蔵地分布図

### 13) 都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定による風致地区の指定はありません。

### 14) 環境基本法第 16 条第 1 項の規定により定められた環境基準

#### (1) 大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定により定められた、大気の汚染に係る環境基準を、表 4.2-46 に示します。

**表 4.2-46　大気の汚染に係る環境基準**

| 物質 | 環境上の条件 |
|---|---|
| 二酸化いおう | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m$^3$以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m$^3$以下であること。 |
| 光化学オキシダント | オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003 mg/m$^3$以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13 mg/m$^3$以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2 mg/m$^3$以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15 mg/m$^3$以下であること。 |
| ダイオキシン類 | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m$^3$以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m$^3$以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m$^3$以下であること。 |
| 備考1　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。<br>2　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。<br>3　ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>4　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 | |

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号)
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

### (2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定により定められた、騒音に係る環境基準を表 4.2-47 に、調査区域における地域の類型の指定状況を図 4.2-24 に示します。

騒音に係る環境基準については、加古川市の一部で AA 類型に指定されているほかは、主に住居専用地域は A 類型及び B 類型、商業、工業地域は C 類型に指定されています。

**表 4.2-47 騒音に係る環境基準**

| 地域の類型 | 基準値 | |
|---|---|---|
| | 昼間<br>(午前 6 時から<br>午後 10 時まで) | 夜間<br>(午後 10 時から<br>翌日の午前 6 時まで) |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注 1) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とします。
注 2) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。
注 3) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。
注 4) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とします。
注 5) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とします。
出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

ただし、表 4.2-48 に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」という。)については、表 4.2-47 によらず表 4.2-48 の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

**表 4.2-48 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)**

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|---|---|
| | 昼間<br>(午前 6 時から<br>午後 10 時まで) | 夜間<br>(午後 10 時から<br>翌日の午前 6 時まで) |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル<br>以下 | 55 デシベル<br>以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル<br>以下 | 60 デシベル<br>以下 |
| 備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 | | |

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とします。
出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 4.2-48 にかかわらず、特例として表 4.2-49 の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

表 4.2-49　騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

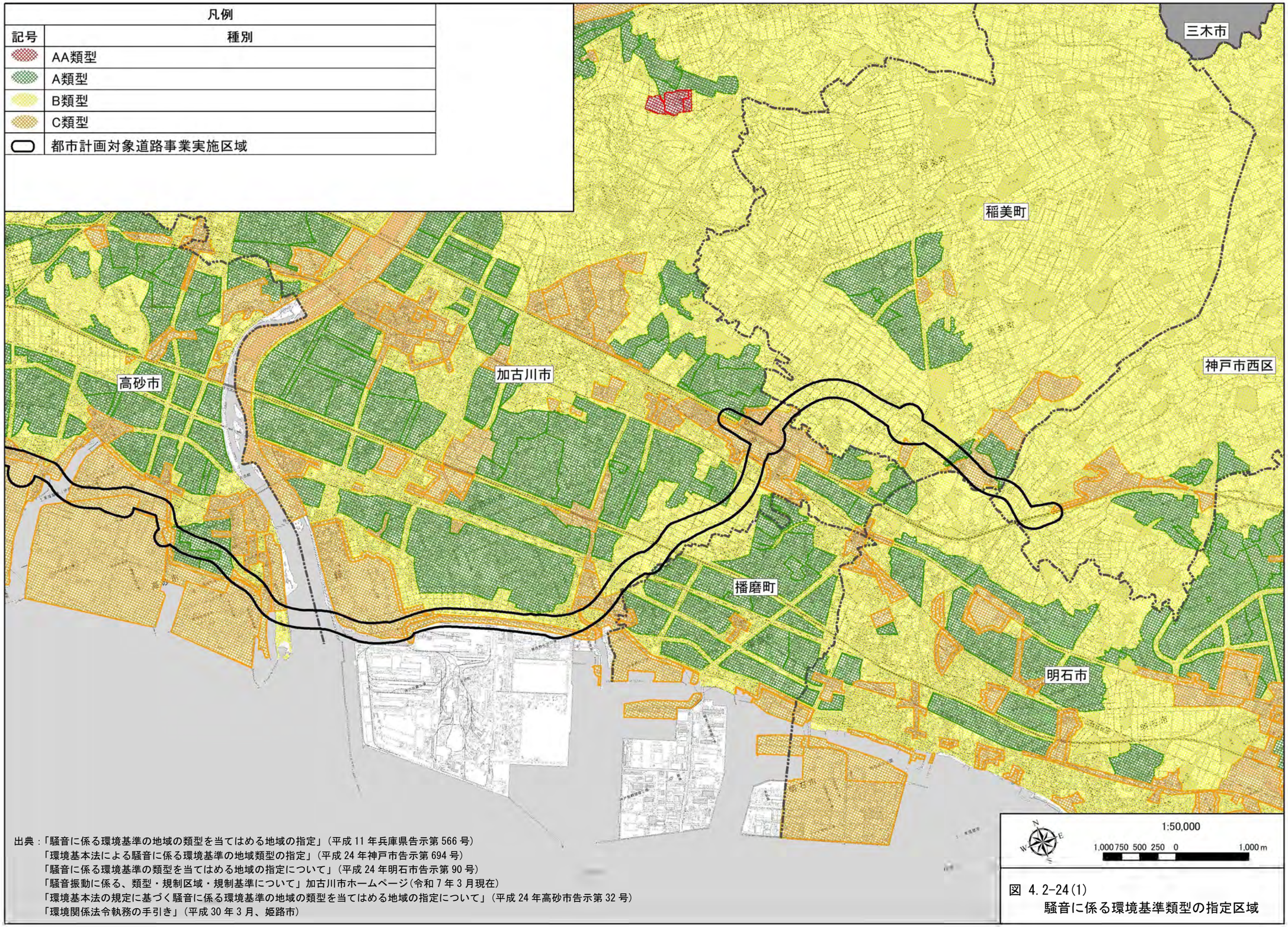
| 基準値 | |
|---|---|
| 昼間<br>(午前 6 時から午後 10 時まで) | 夜間<br>(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで) |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| 備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。 | |

注 1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとします。
(1)「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)
(2)(1)に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和 40 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとします。
(1)2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　：15 メートル
(2)2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル

注 3) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とします。

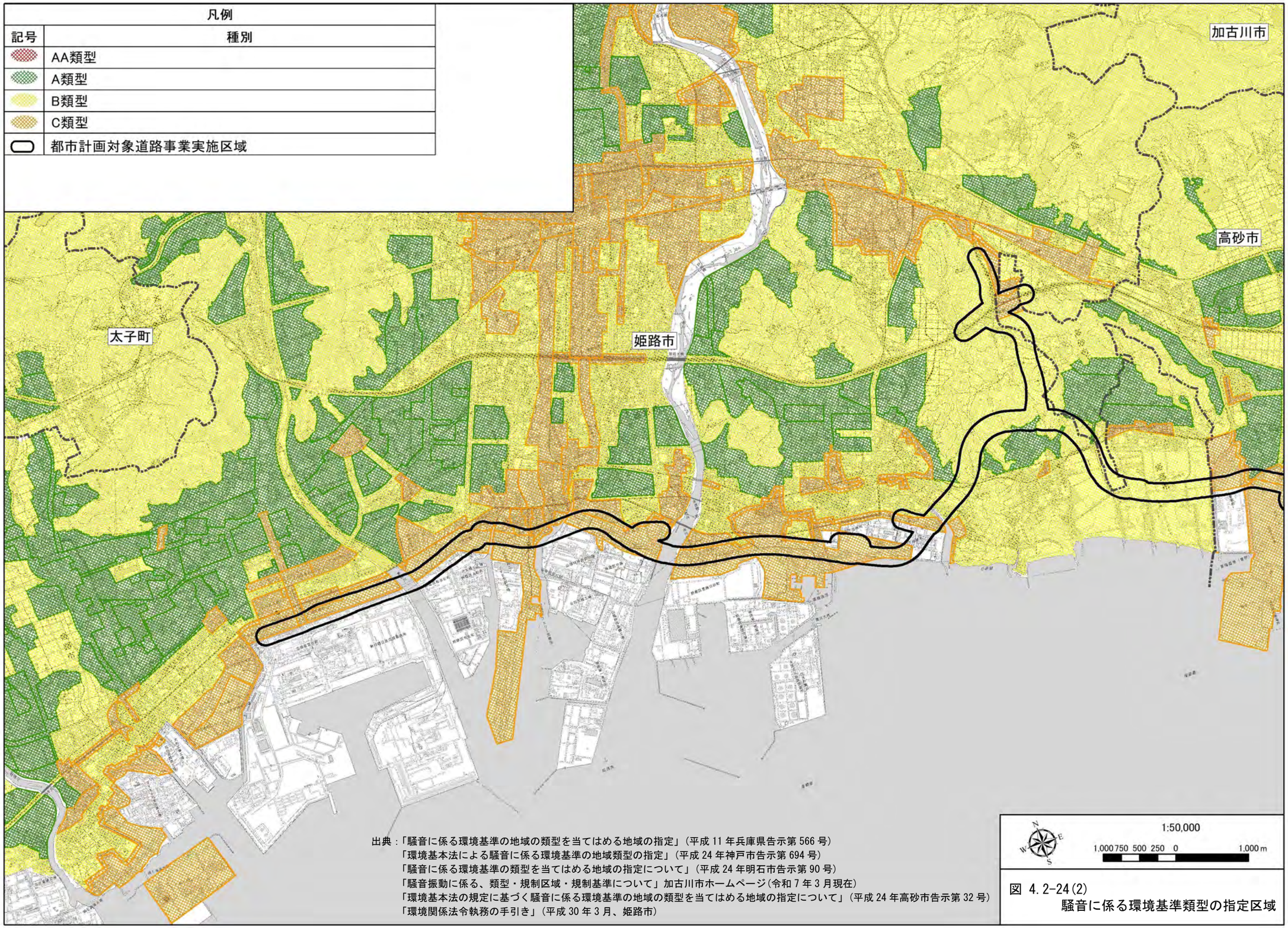
出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年環大企第 257 号)




出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 11 年兵庫県告示第 566 号）
「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成 24 年神戸市告示第 694 号）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」（平成 24 年明石市告示第 90 号）
「騒音振動に係る、類型・規制区域・規制基準について」加古川市ホームページ（令和 7 年 3 月現在）
「環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」（平成 24 年高砂市告示第 32 号）
「環境関係法令執務の手引き」（平成 30 年 3 月、姫路市）

図 4.2-24(1)
騒音に係る環境基準類型の指定区域

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| | AA類型 |
| | A類型 |
| | B類型 |
| | C類型 |
| | 都市計画対象道路事業実施区域 |




出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 11 年兵庫県告示第 566 号）
「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成 24 年神戸市告示第 694 号）
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」（平成 24 年明石市告示第 90 号）
「騒音振動に係る、類型・規制区域・規制基準について」加古川市ホームページ(令和 7 年 3 月現在)
「環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」（平成 24 年高砂市告示第 32 号）
「環境関係法令執務の手引き」（平成 30 年 3 月、姫路市）

1:50,000
1,000 750 500 250 0 1,000 m

図 4.2-24(2)
騒音に係る環境基準類型の指定区域

### (3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定により定められた、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準を表 4.2-50 に、生活環境の保全に関する環境基準を表 4.2-51 及び表 4.2-52 に示します。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年総理府令第 67 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表 4.2-53 に示します。

水質に係る環境基準の指定状況について、生活環境の保全に関する環境基準については、調査区域における河川及び海域の類型指定状況を表 4.2-54～表 4.2-55 及び図 4.2-25 に示します。夢前川の上流域で A 類型、加古川、市川、夢前川及び揖保川の下流域で B 類型、船場川の下流域及び別府川で C 類型、喜瀬川で D 類型に指定されています。海域では沿岸部で概ね B 類型及び C 類型、全窒素・全りんについてはⅡ類型及びⅢ類型に指定されています。人の健康の保護に関する環境基準については、すべての公共用水域に一律に適用されています。また、ダイオキシン類の汚染に係る環境基準については、公共用水域及び地下水について適用されています。

**表 4.2-50　人の健康の保護に関する環境基準**

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---|---|---|---|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び<br>亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | | |

備考 1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下、「規格」という。)K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

## 表 4.2-51(1)　生活環境の保全に関する環境基準(河川)

ア

| 項目／類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度(pH) | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 浮遊物質量(SS) | 溶存酸素量(DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道1級<br>自然環境保全<br>及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 1mg/L<br>以下 | 25mg/L<br>以下 | 7.5mg/L<br>以上 | 20CFU/<br>100mL 以下 |
| A | 水道2級<br>水産1級<br>及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 2mg/L<br>以下 | 25mg/L<br>以下 | 7.5mg/L<br>以上 | 300CFU/<br>100mL 以下 |
| B | 水道3級<br>水産2級<br>及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3mg/L<br>以下 | 25mg/L<br>以下 | 5mg/L<br>以上 | 1,000CFU/<br>100mL 以下 |
| C | 水産3級<br>工業用水1級<br>及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5mg/L<br>以下 | 50mg/L<br>以下 | 5mg/L<br>以上 | － |
| D | 工業用水2級<br>農業用水<br>及び E の欄に掲げるもの | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 8mg/L<br>以下 | 100mg/L<br>以下 | 2mg/L<br>以上 | － |
| E | 工業用水3級<br>環境保全 | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 10mg/L<br>以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/L<br>以上 | － |

備考1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目(ｎは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3　水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

4　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

5　水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

6　大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

## 表 4.2-51(2)　生活環境の保全に関する環境基準(河川)

イ

| 項目／類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |
| 備考　基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 | | | | |

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

## 表 4.2-52(1)　生活環境の保全に関する環境基準(海域)

ア

| 項目／類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度(pH) | 化学的酸素要求量(COD) | 溶存酸素量(DO) | 大腸菌数 | n-ヘキサン抽出物質(油分等) |
| A | 水産 1 級<br>自然環境保全<br>及び B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 2mg/L<br>以下 | 7.5mg/L<br>以上 | 20CFU/<br>100mL 以下 | 検出されないこと |
| B | 水産 2 級<br>工業用水<br>及び C の欄に掲げるもの | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 3mg/L<br>以下 | 5mg/L<br>以上 | － | 検出されないこと |
| C | 環境保全 | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 8mg/L<br>以下 | 2mg/L<br>以上 | － | － |
| 備考 1　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。<br>2　大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 | | | | | | |

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
　　水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
注 3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

## 表 4.2-52(2)　生活環境の保全に関する環境基準(海域)

イ

| 項目／類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|---|---|---|---|
| | | 全窒素 | 全燐 |
| Ⅰ | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。) | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| Ⅱ | 水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。) | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| Ⅲ | 水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。) | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| Ⅳ | 水産3種<br>工業用水<br>生物生息環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.09mg/L 以下 |
| 備考1　基準値は、年間平均値とする。<br>2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 | | | |

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲されます。
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲されます。
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲されます。
注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

| 項目／類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下 | 0.0007mg/L 以下 | 0.006mg/L 以下 |

エ

| 項目／類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|---|---|---|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L 以上 |
| 生物2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生物3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L 以上 |
| 備考1　基準値は、日間平均値とする。<br>2　底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。 | | |

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 4.2-53　ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質を除く。)に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|---|---|
| ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 備考 1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>2　基準値は、年間平均値とする。 | |

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用します。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

表 4.2-54　生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況(河川)

| 水域の名称 | | 該当水域 | 類型 | 達成期間 |
|---|---|---|---|---|
| 喜瀬川 | | 本流全域 | D | ハ |
| 別府川 | | 本流全域 | C | ハ |
| 加古川 | 下流 | 篠山川合流点より下流 | B | ロ |
| 市川 | 下流 | 仁豊野橋より潮止えん堤まで | B | ロ |
| 船場川 | 下流 | 保城橋から下流 | C | イ |
| 夢前川 | 上流 | 蒲田橋より上流 | A | イ |
| | 下流 | 蒲田橋より潮止えん堤まで | B | イ |
| 揖保川 | 下流 | 林田川合流点より下流 | B | ハ |

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-51 に示します。
注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとします。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とします。
達成期間の分類
イ：直ちに達成　　ロ：5 年以内で可及的速やかに達成
ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成
出典：「大気・水質等常時監視結果(令和 5 年度)」(令和 6 年 7 月、兵庫県環境部)
「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」(環水管 126 号)

表 4.2-55(1)　生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況(海域)

| 水系 | 水域の名称 | 類型 | 達成期間 |
|---|---|---|---|
| 播磨灘 | 播磨海域(1)、(2) | C | イ |
| | 播磨海域(3)、(4) | C | ロ |
| | 播磨海域(5)～(9) | C | イ |
| | 播磨海域(11) | B | ロ |
| | 播磨海域(13) | A | イ |

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示します。
注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとします。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とします。
達成期間の分類
イ：直ちに達成　　ロ：5 年以内で可及的速やかに達成
ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成
出典：「大気・水質等常時監視結果(令和 5 年度)」(令和 6 年 7 月、兵庫県環境部)
「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」(環水管 126 号)

表 4.2-55(2)　生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の状況(海域)

| 水系 | 水域の名称 | 類型 | 達成期間 |
|---|---|---|---|
| 播磨灘 | 播磨灘(ロ) | Ⅲ | イ |
| | 播磨灘(ハ) | Ⅲ | イ |
| | 播磨灘(ニ) | Ⅱ | イ |

注 1) 環境基準の類型及び基準値等は表 4.2-52 に示します。
注 2) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとします。なお、「ハ」は遅くとも概ね 10 年以内に達成することを目途とします。
達成期間の分類
イ：直ちに達成　　ロ：5 年以内で可及的速やかに達成
ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成
出典：「大気・水質等常時監視結果(令和 5 年度)」(令和 6 年 7 月、兵庫県環境部)
「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取り扱いについて」(環水管 126 号)

| 凡例 | | | |
|---|---|---|---|
| 河川 | | 海域 | |
| 記号 | 種別 | 記号 | 種別 |
| | A類型 | | A類型（pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質） |
| | B類型 | | B類型（pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質） |
| | C類型 | | C類型（pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質） |
| | D類型 | | Ⅱ類型（全窒素・全燐） |
| | E類型 | | Ⅲ類型（全窒素・全燐） |
| | 都市計画対象道路事業実施区域 | | |

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和5年度）」（令和6年7月、兵庫県環境部）

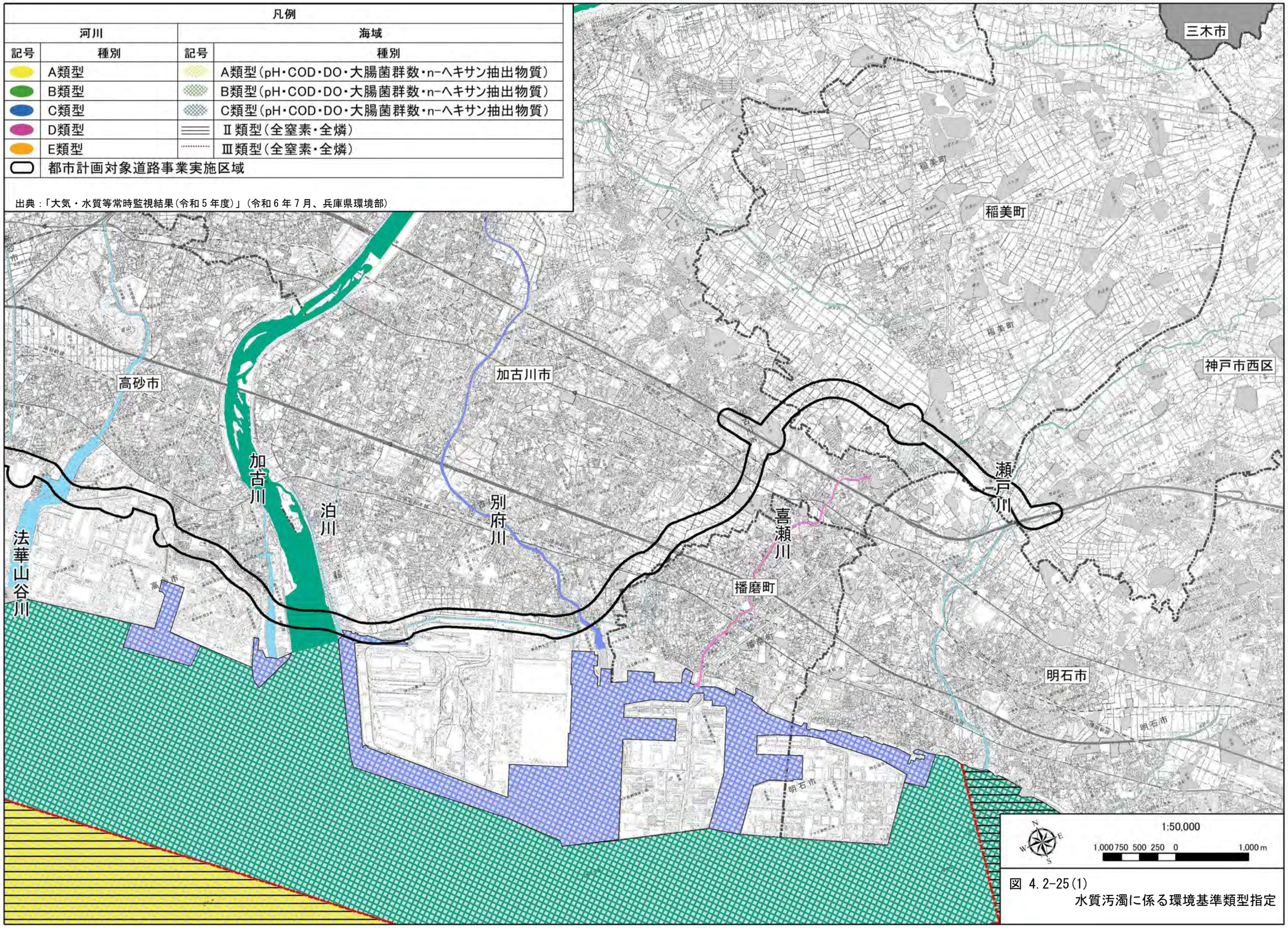



図 4.2-25(1)
水質汚濁に係る環境基準類型指定

| 凡例 | | | |
|---|---|---|---|
| 河川 | | 海域 | |
| 記号 | 種別 | 記号 | 種別 |
| | A類型 | | A類型（pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質） |
| | B類型 | | B類型（pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質） |
| | C類型 | | C類型（pH・COD・DO・大腸菌群数・n-ヘキサン抽出物質） |
| | D類型 | | Ⅱ類型（全窒素・全燐） |
| | E類型 | | Ⅲ類型（全窒素・全燐） |
| | 都市計画対象道路事業実施区域 | | |

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和５年度）」（令和６年７月、兵庫県環境部）

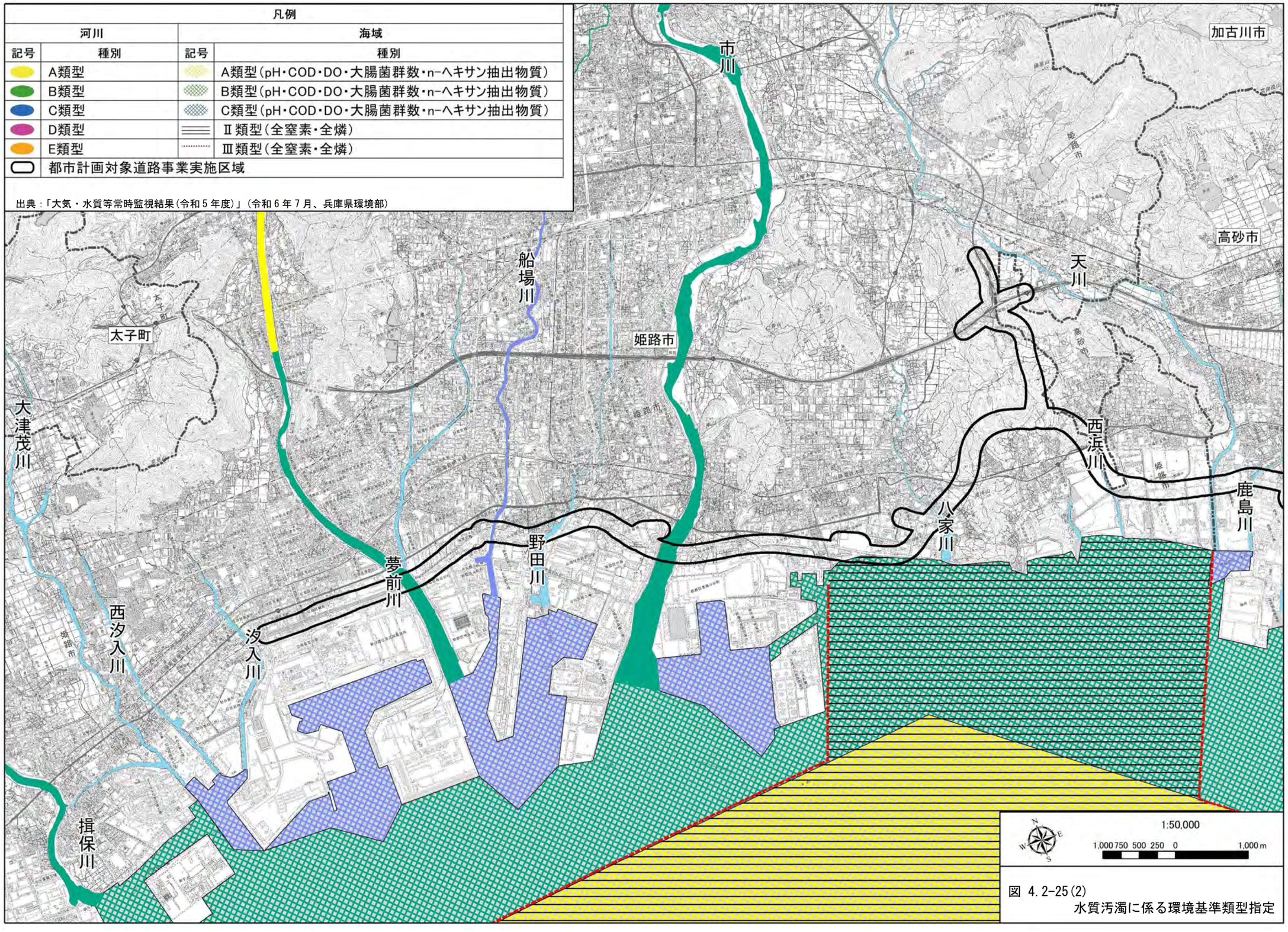



図 4.2-25(2)
水質汚濁に係る環境基準類型指定

### (4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2-56 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年総理府令第 67 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表 4.2-53 に示します。

**表 4.2-56 地下水の水質汚濁に係る環境基準**

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---|---|---|---|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | セレン | 0.01mg/L 以下 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

### (5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年総理府令第 67 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準を表 4.2-57 に示します。

**表 4.2-57 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準**

| 媒体 | 基準値 |
|---|---|
| ダイオキシン類 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 備考 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 | |

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用します。
出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

### (6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 4.2-58 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年総理府令第 67 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類の汚染に係る環境基準を表 4.2-59 に示します。

**表 4.2-58　土壌の汚染に係る環境基準**

| 項　目 | 環　境　基　準 |
|---|---|
| カドミウム | 検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐(りん) | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒(ひ)素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |

備考 1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

表 4.2-59　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|---|---|
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |
| 備考 1　基準値は、2,3,7,8,-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>2　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。 | |

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

### 15) 環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 17 条の規定に基づく公害防止計画の策定地域として、表 4.2-60 に示すとおり、神戸市及び加古川市が対象とされています。

表 4.2-60　現在公害防止対策事業計画を有している地域の同計画の策定地域等

| 地域名 | 公害防止対策事業計画の対象とする地域 | 公害防止対策事業等 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 下水道 | しゅんせつ等 | 農用地客土等 | ダイオキシン類対策 |
| 兵庫地域<br>(兵庫県) | 神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市 | ○ | － | － | － |

出典：「公害防止対策事業計画の策定地域等一覧」環境省ホームページ(令和 7 年 3 月現在)

### 16) 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する自動車騒音の限度を表 4.2-61 に、調査区域における自動車騒音の規制区域を図 4.2-26 に示します。

自動車騒音の限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域は a 区域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域は b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(臨港地区・空港は除く)は c 区域に定められています。

**表 4.2-61　自動車騒音の限度**

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|---|---|---|
| | 昼　間<br>(午前 6 時から<br>午後 10 時まで) | 夜　間<br>(午後 10 時から<br>翌日の午前 6 時まで) |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

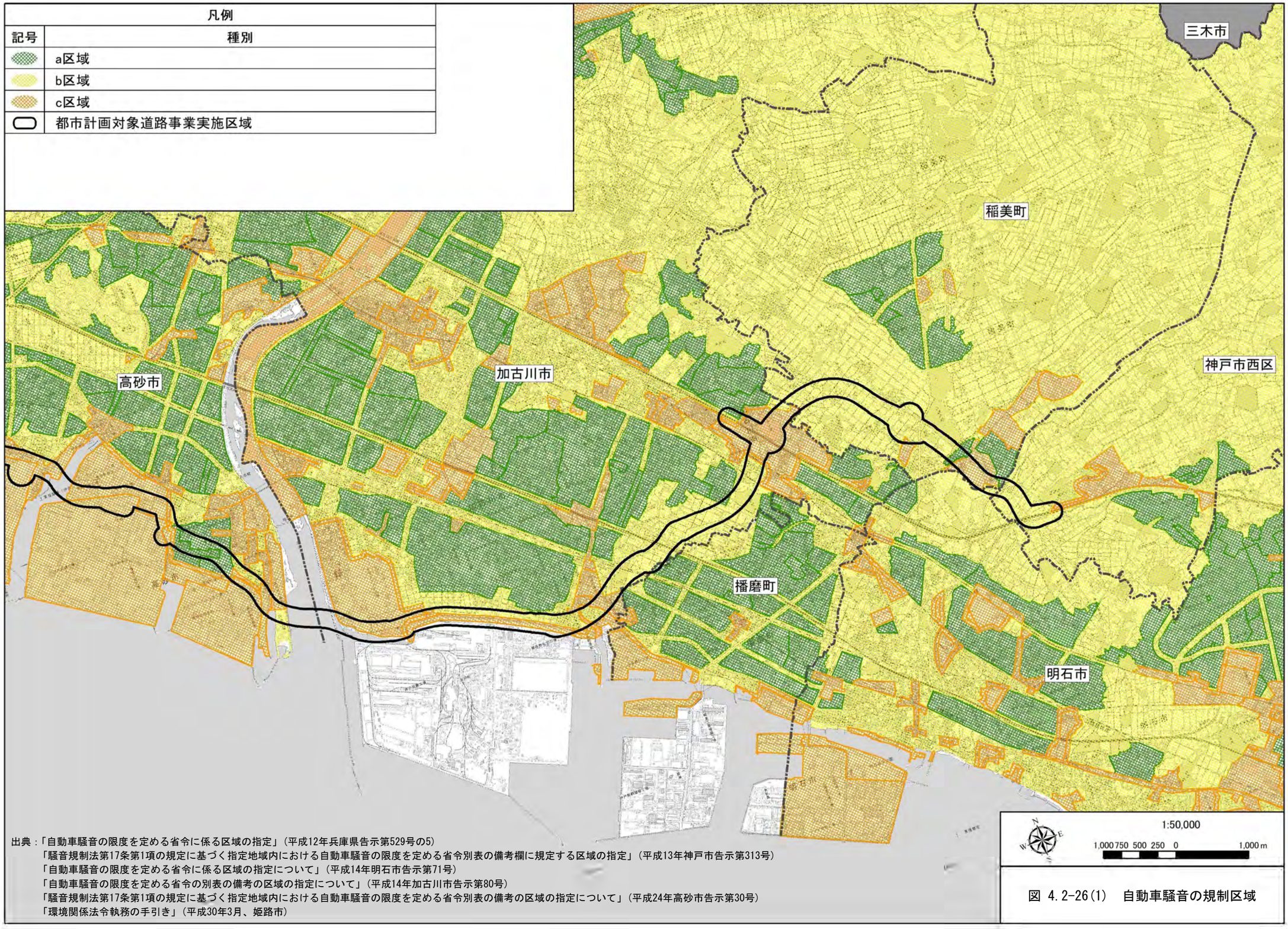
注 1) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいいます。
　a 区域：専ら住居の用に供される区域
　b 区域：主として住居の用に供される区域
　c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
注 2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとします。
出典:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)

表 4.2-61 に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲までをいう。)に係る限度は、表 4.2-61 にかかわらず、表 4.2-62 に掲げるとおりとなります。

**表 4.2-62　自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)**

| 基準値 | |
|---|---|
| 昼　間<br>(午前 6 時から午後 10 時まで) | 夜　間<br>(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで) |
| 75 デシベル | 70 デシベル |

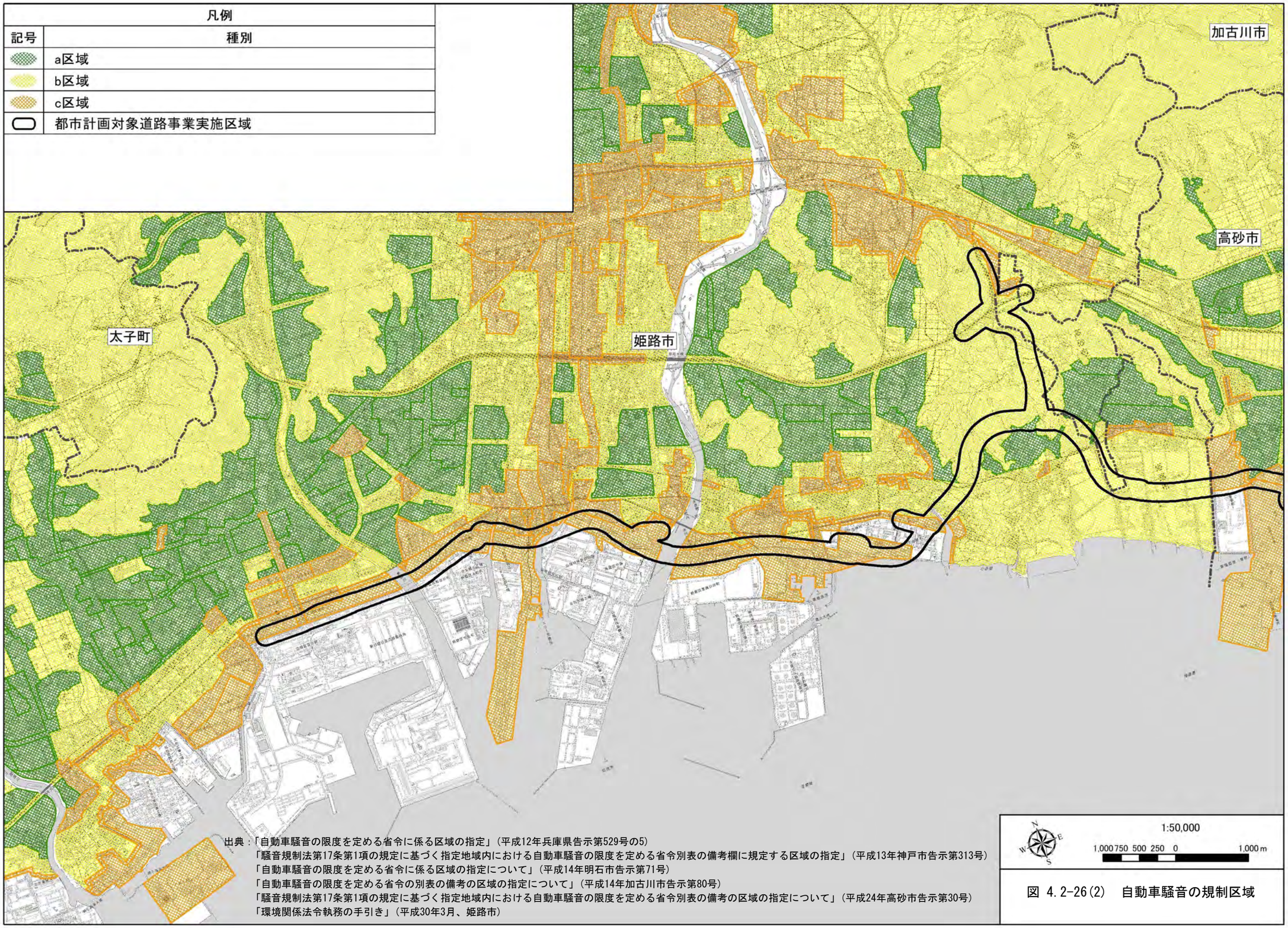
注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとします。
出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)




出典：「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」（平成12年兵庫県告示第529号の5）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」（平成13年神戸市告示第313号）
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」（平成14年明石市告示第71号）
「自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考の区域の指定について」（平成14年加古川市告示第80号）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域の指定について」（平成24年高砂市告示第30号）
「環境関係法令執務の手引き」（平成30年3月、姫路市）

図 4.2-26(1)　自動車騒音の規制区域

| 凡例 | |
|---|---|
| 記号 | 種別 |
| | a区域 |
| | b区域 |
| | c区域 |
| | 都市計画対象道路事業実施区域 |




出典：「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定」（平成12年兵庫県告示第529号の5）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」（平成13年神戸市告示第313号）
「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」（平成14年明石市告示第71号）
「自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考の区域の指定について」（平成14年加古川市告示第80号）
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域の指定について」（平成24年高砂市告示第30号）
「環境関係法令執務の手引き」（平成30年3月、姫路市）

図 4.2-26(2)　自動車騒音の規制区域

### 17) 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 4.2-63、特定建設作業を表 4.2-64 に、調査区域における特定建設作業の規制区域を図 4.2-27 に示します。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制について、兵庫県では主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定を受けていない地域に加え、工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域については第1号区域として指定されています。また、工業地域、工業専用地域のうち第 1 号区域を除く区域(一部地域を除く)が第 2 号区域に定められています。

また、兵庫県では、法に基づく特定建設作業に加えて、「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年兵庫県条例第 28 号)に基づく騒音に係る特定建設作業を表 4.2-65 に示すとおり定めています。

高砂市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「高砂市環境保全条例」(平成 11 年高砂市条例第 1 号)に基づく騒音、振動に係る特定建設作業及び設備基準を表 4.2-66 に示すとおり定めています。

姫路市では、法及び県条例に基づく特定建設作業に加えて、「姫路市公害防止条例」(昭和 48 年姫路市条例第 1 号)に基づく騒音に係る特定建設工事を表 4.2-67 に示すとおり定めています。

**表 4.2-63　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準**

| 項目 | | 騒音の基準 | 適用除外 |
|---|---|---|---|
| 騒音の大きさ | 基準値 | 85 デシベル | ― |
| | 測定位置 | 敷地境界 | |
| 作業時間帯 | 第 1 号区域 | 午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内にないこと | A B C D |
| | 第 2 号区域 | 午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内にないこと | |
| 1 日当たりの作業時間 | 第 1 号区域 | 10 時間/日を超えないこと | A B |
| | 第 2 号区域 | 14 時間/日を超えないこと | |
| 作業期間 | | 連続 6 日を超えないこと | A B |
| 作業日 | | 日曜日その他の休日ではないこと | A B C E F |

注) 適用除外は以下に示すとおりです。
A 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
D 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号)による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
E 「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)による占用許可(協議)または「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号)による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
F 「電気事業法施行規則」(平成 7 年通商産業省令第 77 号)による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)

表 4.2-64　騒音規制法に基づく特定建設作業

| | |
|---|---|
| 1 | くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。) |
| 4 | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。) |
| 5 | コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) |
| 6 | バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業 |
| 7 | トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業 |
| 8 | ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業 |

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年政令第 324 号)

表 4.2-65　環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業

| | |
|---|---|
| 1 | くい打機又はくい抜機を使用する作業(もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。) |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものに限る。) |
| 4 | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用するものを除く。) |
| 5 | コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る。)を設けて行う作業又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタル製造作業を除く。) |
| 6 | ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業 |
| 7 | コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業 |

出典：「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成 8 年兵庫県規則第 1 号)

表 4.2-66　高砂市環境保全条例に基づく特定建設作業及び設備基準

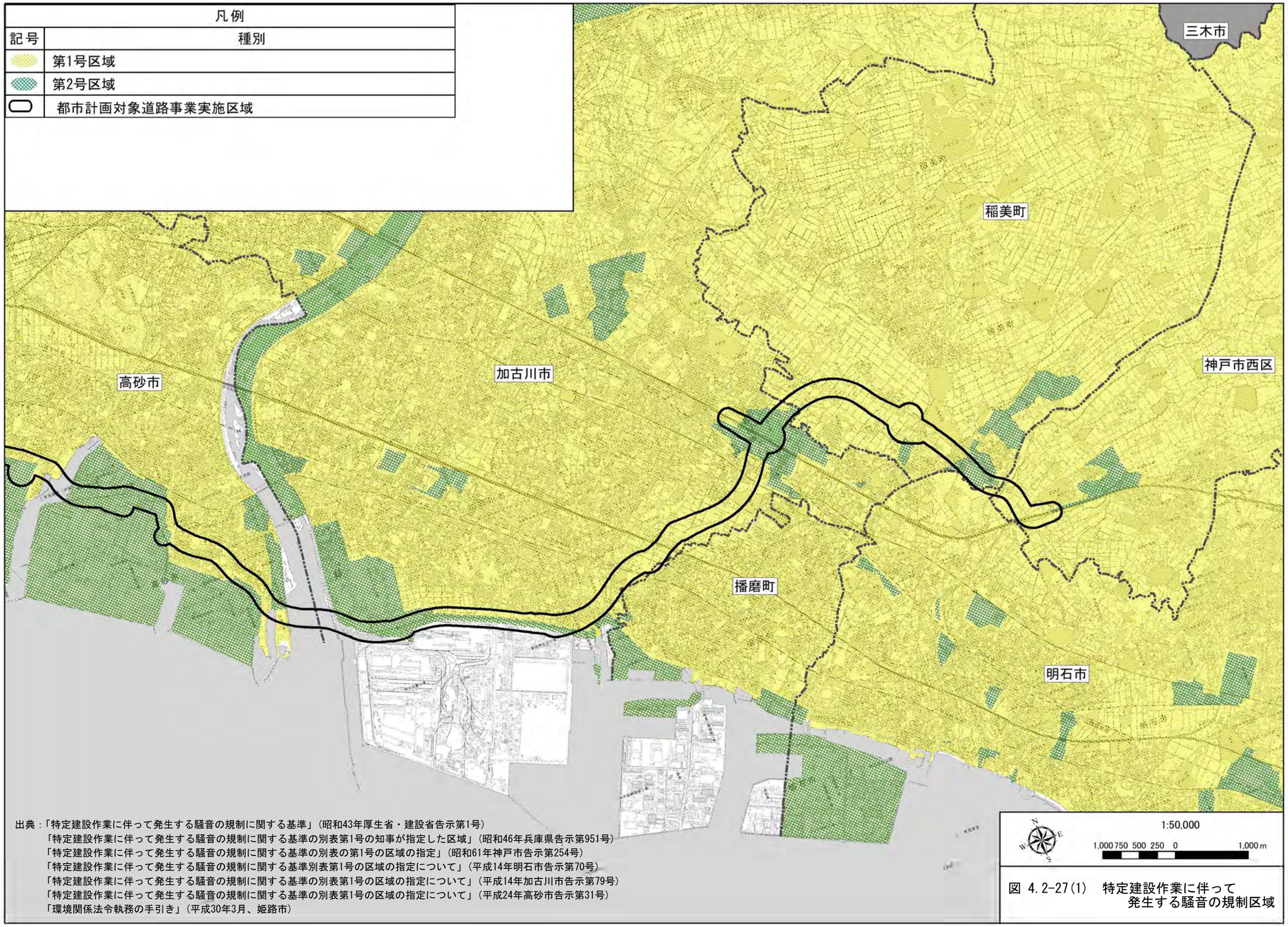
| | 作業の種類 | 設備基準 |
|---|---|---|
| 1 | くい打機又はくい抜機を使用する作業(もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。) | くい打作業は、アースオーガー併用工法又はこれと同等以上の防音もしくは防振効果を有する工法により、施工すること。 |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | 固定して使用する動力機器には、防音設備を設置すること。<br>びょう打機を使用する作業は、可能な限り地上部で行うこと。<br>作業時には、金属性資材等を防音材で被覆すること。 |
| 3 | 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものに限る。) | 作業地の住宅に面する境界線上に作業現場の高さより 1m 以上高い防音、防じん設備を設置すること(建物内での作業を除く。)。<br>原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。 |
| 4 | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用するものを除く。) | 塗料又はモルタル吹付作業を行う場合は、塗料等の飛散防止カバーを設置すること。<br>原動機には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。 |
| 5 | コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る。)を設けて行う作業又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタル製造作業を除く。) | 全工程密閉構造のプラントを設置すること。<br>アスファルトプラントの煙突高は、15m 以上とすること。<br>骨材の掻寄作業は、自動機械設備により行うこと。<br>作業場内及び進入路に散水設備を設置すること。 |
| 6 | ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業 | 掘削機械は、必要最小規模のものを使用すること。 |
| 7 | コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業 | 解体建物の周囲に当該建物の高さより 1m 以上高い防音、防じん設備を設置すること。<br>固定して使用する動力機器には、防音設備を設置し、又は低騒音機器を用いること。<br>散水設備を設置すること。 |
| 8 | すべての特定建設作業 | 粉じんの発生を防止するため、散水設備を設けること。<br>粉じんの飛散を防止するため、作業場周囲にネット等の防じん設備を設けること。<br>使用する機器については、低騒音及び低振動型の機器を使用すること。<br>発生する廃棄物については、適正に再利用又は処分すること。<br>発生する残土については、生活環境に支障を及ぼさないよう、再利用又は処分すること。 |

出典：「高砂市環境保全条例施行規則」（平成 11 年高砂市規則第 37 号）

表 4.2-67　姫路市公害防止条例に基づく特定建設工事

| | |
|---|---|
| 1 | インパクトレンチ又はこれに類するものを使用する作業を行う工事 |
| 2 | もんけんを使用する作業を行う工事 |
| 3 | コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)を行う工事 |
| 4 | 振動ローラー、タイヤローラー又はロードローラーのてん圧機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)を行う工事 |
| 5 | コンクリートポンプ車を使用する作業を行う工事 |
| 6 | クレーンを使用する作業を行う工事 |
| 7 | 発破作業を行う工事 |

出典：「姫路市公害防止条例施行規則」（昭和 49 年姫路市規則第 25 号）




出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号の知事が指定した区域」（昭和46年兵庫県告示第951号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の区域の指定」（昭和61年神戸市告示第254号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の区域の指定について」（平成14年明石市告示第70号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号の区域の指定について」（平成14年加古川市告示第79号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号の区域の指定について」（平成24年高砂市告示第31号）
「環境関係法令執務の手引き」（平成30年3月、姫路市）

図 4.2-27(1)　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域